

387
168

0^m
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10^m
11
12
13
14
15

始



387-168

改造の基礎

東京監獄教諭
日本文學大講師

勝水淳行著

光文社藏版

東京牛込

大正
9.10.11
内交

況 例

一 改造とは何の事でしょうか。私の改造は、世界の地圖の色を塗りかへることでありませぬ。經濟組織を改めることでもありませぬ。貧乏人が金持ちになることでもありませぬ。自然に存する自由を無理な型に入れ様とすることでもありませぬ。又自然に存する差別を無理に平等にしようとすることでもありませぬ。

元々人間の生活は不自由であり不平等であり、矛盾であり撞着であり、苦痛であり不安定でありまして、此の如くに運命づけられたのが、曠劫以來の人間の實相であります。故に今更この運命づけられた人間世界を、客觀的にどう仕やうとしました處が、到底如何ともすることが出来様筈がありません。

けれども此不自由の儘、不平等の儘、矛盾の儘、撞着の儘、苦痛の儘、不安定の儘、これを淨化して行くことは出来ません。即ち不斷煩惱得涅槃と云ひ、煩惱即菩提

例

況

(三)

など云ふのが是であります。又「一簞の食、一瓢の飲、陋巷に在りて人は其憂に堪へず、回や其樂みを改めず」など云ふのも、この人生を淨化せるものの生活であります。

既に淨化せる以上は、又もとの不自由もなく、不平等もなく、矛盾もなく、撞着もなく、況んや苦痛も不安定もありません。常に懺悔報恩の感激によつて生活することが出来るのでありまして、改造の眞意義はここにあるのであります。換言すれば客觀的事實の改造を意とするよりも、主觀的に自己の人格を改造しまして、これを基調として一切を淨化しようとするのが、所謂改造の意義であります。

一 感激によつて淨化せられた生活は、常に懺悔報恩の心によつて、力の溢れた生活を送ることが出来ますから、自らそこに創造と云ふことが起つて來ます。この創造が進歩ともなり、向上ともなり、發達ともなりまして、常に清新な生活に私を導ひて行くのであります。この清新な世界が展開して行くことが、即ち改造と云ふこ

とになるのであります。如何に社會組織を改めましても、經濟事情が變つて來ましても、肝心な人格が改造せられませぬでは、糞尿を錦で包んだ様なものでありまして、更に價値のないものとなるのであります。どうしても改造の基調としては、人格が改造せられねばなりません。本書は此意味に於て現はれたものであります。

大正九年八月天長節の午後

勝 水 淳 行

(三)

目次

改造の基調……………

- 一 改造の意義……………
- 二 改造眞意と自由平等……………
- 三 人格改造の基調……………

人格の改造……………

- 一 人格改造の第一着手……………
- 二 なぜ人心が動搖するか……………
- 三 人格改造の要件……………

目	次
改造の基調……………	一
一 改造の意義……………	一
二 改造眞意と自由平等……………	三
三 人格改造の基調……………	七
人格の改造……………	九
一 人格改造の第一着手……………	九
二 なぜ人心が動搖するか……………	二
三 人格改造の要件……………	三

(一)

(二)

四 信仰と物質上の生活

信仰と生活の改造

一 信仰と生活の趣味

二 懺悔の生活

三 報恩の生活

四 如何にして信仰の自覺を得るか

五 信仰は現實自己の問題

理解ある生活

一 理解とは何か

二 無理解なる家庭生活

三

五

一五

一七

一八

二二

二三

二五

二六

二六

- 三 労働問題も無理解から
- 四 小作人と地主
- 五 理解は感激から起る

自らはこそするものはその事既に悪なり

一 反省の出来ない譯

二 反省と人格の改造

三 國民的向上と反省

園民自覺の時機

一 世界の大勢と吾人の責任

二 思想的方面の概観

二六

二〇

三三

三四

三四

三五

三五

三六

三六

四〇

(三)

調基の造改

(四)

- 三 社會的方面の概觀
 - 1 今や五大強國の一
 - 2 外形に伴はぬ内容の不整
 - 3 社會的危機
 - 4 正に國民自覺の時機
- 四 大和民族の新使命
 - 1 使命を自覺するに就て
 - 2 國民的使命とは何か
 - 3 完全なる國民生活は吾人の要求

國民自省の着眼點

一 風習と倫理現象

次 目

- 二 諸外國の風習と我が國風
 - 1 西洋史上の革命
 - 2 支那の革命と日本の革新
- 三 我が社會的風習の特徴
 - 1 衣服
 - 2 建築
 - 3 食物
 - 4 結婚
 - 5 命名法
- 四 我が國固有の精神的風習
 - 1 家族の觀念
 - 2 佛教

(五)

(六)

- 3 儒教(支那の忠孝と日本の忠孝)
- 5 國民自覺の要諦

外來思想と國民文化の發達……………九七

支那哲學の影響と國民生活の向上……………一〇一

- 一 支那哲學の二大思想……………一〇一
- 二 老莊學の勢力……………一〇五
- 三 儒教と國民の文化……………一〇九
- 1 儒教傳來以前の思想狀態……………一〇九
- 2 儒教と國民意識の整理……………一一四
- 3 聖德太子の族制改造……………一二五
- 4 國民的自覺と外交の發達……………一三三

初傳の佛教と我が文明の發達……………一七

- 5 國家最初の修史……………一三
- 6 我が文化史と儒教の影響……………一四
- 一 當時の社會狀態……………一七
- 二 佛教拜不の議と兩黨の軋轢……………一八
- 三 佛教興起の所以と其の教義……………一四〇
- 1 佛教の興起と印度の社會……………一四一
- 2 佛教の教理と佛陀の人生觀……………一四四
- 3 四諦の説と無常觀……………一四九
- 4 十二因緣説と無常觀……………一五〇
- 5 三法印と無常觀……………一五五

(七)

(八)

6	一法印と無常觀	一五
7	佛教道德と慈悲	一六
8	約 說	一七
四	四懷疑的思潮に對する儒佛の態度	一七
1	1 佛教初傳前後に於ける懷疑的傾向	一七
2	2 懷疑的傾向と佛教弘布の所以	一八
五	佛教の傳來と社會的生活	一八
1	1 族制改造と官位の制	一八
2	2 弊政革新と十七憲法	一九
3	3 慈悲の思想と社會的事業	一九
4	4 佛教の文學美術に於ける影響	二〇
六	佛教の因果思想と國民の人生觀	二〇

國民の發達と自己の改造

..... 一六

七	佛教の效果に新文明の興起	一六
一	一 改造に努力せる祖先の態度	一六
二	二 客觀的改造論の錯誤	一七
三	三 人間の生活と慾望	一七
四	四 不合理なる思想	一八
五	五 自己に對する無批判と省察	一九
六	六 信仰と自己の改造	一九

目 次 終

(九)



改造の基調

改造の基調

一 改造の意義

今の世の中をながめて見ると、人の精神が迷ふて居て、何處に向つて進んでよいか、殆ど其方向に迷つてゐる。殊に今度の戦争の結果として、色々の思想が湧いて來て、御互に自分勝手の事計りいふやうになつて來た。で、此思想の迷つて居るといふことは、我國計りでなく人類一般に迷ふて居ることであつて、何れを見てもこれならばと思ふ考へが、思ひつかぬやうである。が、此渾沌たる思想の中で、割合に輪廓の明らかに現はれて居るものは何であるかと云ふと、改造の思想である。この改造の思想は何も今更新しい事ではないが、併しながら特に高調されるやう

になつたのは、今回の戦争に参加する理由を説明する爲めに、ウイルソン大統領が其議會に於てデモクラシーの説を唱へ、平和會議に於ても世界改造の意味の事を述べた事からして、特に持囃されるやうになつたのである。

ウイルソンの唱へた改造の意味は、大きく云へば世界改造の意味であつたが、その中には色々の意味が含まれて居たであらう。けれども今私が此處でいふ改造は必ずしもウイルソンのいふ意味とは一致して居らぬ。ウイルソンのいふ改造の意味は或は世界の地圖の色を塗り換る事であつたかも知れん、又もう少し奥深い處を云へば、十九世紀の行詰つた思想即ち國際的に云へば帝國主義とか軍國主義とかを轉回して、根本的に立て直すといふ意味であつたかも知れん。併しなから私の用ひたいと思ふ改造の意味は、さういふ國際上の問題とか、又は思想を根本から直すといふ意味ではなくして、今迄我國に有り來りの思想風習を回顧して、其長所を發揮すると共に、其短所を改造するといふ意味である。古い筆筒を毀はしてしまつて、小

さな齒磨箱を拵へるのも一つの改造ではあるが、さういふ事柄は我々の生活又は思想の上の於ては、却々一朝一夕にして行はれるものではない。よし又出來たにしても、到底満足なものが出來やう筈がない、それであるから從來の生活思想を材料として、其缺陷を補ふて我々の國民生活を向上させて行かうといふのが、私の改造の意味である。

二 改造の眞意と自由平等

然らば何れの點をどういふ風に改造するかと云ふに、今一般に用ひられる改造の意味は、社會の改造といふやうな大きな事のみを議論して居るが、其改造論者の論ずる處をみると、たゞ經濟組織が悪いとか、無駄な生活をして居るとか、舊來の道德が古いかといふやうな、表面に現はれた事實を批評しては、解決しやうとするだけで、其根本に立ち至つて何をどういふ風に改造しやうかといふ事については、

未だ成案がないやうである。

私が思うのに、社會を改造するのも生活狀態を改造するのも、其の源は何處にあるかといふと、人格の改造といふことに歸着することと思ふ。

此頃頻りに喧しくいはれるデモクラシーの思想は、一つの改造思想の現はれたものであるが、此デモクラシーの思想の中には、人格の自由、人格の平等などいふ言葉が骨子となつて居るやうであるが、併し乍ら此デモクラシーの根本精神に於ける、自由平等の思想は、或は結構な思想であるかも知れんが、此頃これを觸れまはす一般の中には、他に目的があつて何か爲めにする考へから、特に自由とか平等とか稱へるものゝあるやうに思はれる。

私が思ふに、成る程自由も平等も結構な事ではあるが、併しながら此自由平等の思想は、一つ穿き違ひをすると、飛んだ事になるのである。人格其ものは平等であるかも知れんが、其人格の働き如何といふことになると、決して平等のものでは

ない。生れた計りの赤兒の人格と、學識經驗共に優れた偉人の人格とは、其間に非常な差別がある、又善人も悪人も共に人格を以てゐるが、その人格には雲泥の違いがある。又同じ労働者の中に於いても、腕のよいものとわるい者との間に於いては、矢張り人格上の差別がある、資本家と労働者との間に於いても、決して平等な人格といふことはないのである、つまり人格の平等といふことは、男女老少を問はず人であるといふ點に於いて平等なのであつて、其人格の作用といふ點から見れば、殆ど千差萬別である、其處に賢愚の別もあり、善惡の別もあり、従つて生活上の相違も出来れば、人世の面白味も出来、又社會の矛盾といふことも起つて來るのである、此矛盾を矛盾とし、差別を差別として、其處に平等を認めるのが眞實の平等である。佛敎に所謂差別即ち平等、平等即ち差別と云ふのはこの意味である。

次に又人格の自由といふことに就いても、世の中には絶體的の自由といふものは、決して有り得べきものではない。若し絶體的の自由といふことが、許されるものと

したならば、社會生會といふものは出來得る筈がなく、又其必要もないのである。なぜなれば自分でおさめ、又自分でおさめられ、自分で働き、自分で休み、自分で賣り、自分で買ふ、其他一切萬事皆悉く自分の思ふやうにすることが出來たならば、お互に助け合ふ事も不必要になり、社會生活といふものが出來ない事になる、もし又絶對自由の人格者が集つて、生活するとしたならば、お互に自由を犯されるといふことを恐れて、始終自分／＼に武裝しなければならぬといふことになる。若し武裝的の生活を許すことになつたならば、其社會は明けても暮れてもお互に喧嘩計りして、暮さなければならぬといふことになる。さうして見ると絶對自由の人格といふものは結局不自由か、又は不安な生活をしなければならぬといふことになる。つまり理論の上に於いても、實際の場合に於いても、人格の自由は絶對的意味に於いては、許されない事になるのである、換言すれば色々拘束せられた規律の中に自由の天地を見出すといふことが、人格の自由といふことになるのである。尙ほ分り易

く云へば、自然の規律即ち法律、習慣、倫理、宗教、歴史、境遇の司配の中に於て一定の規律を遵奉する處に、その人格の自由と云ふものがあるのである。

三人格改造の基調

斯の如く差別の中の平等、規律の中の自由といふことが、眞實の意味であるとしたならば、特に我々の生活に取つては當て填まらぬ事の多い、外國の思想を歓迎する必要はないのである、來るものは拒まず、入つて來るのは構はぬけれども、特に席を設けて招待するまでの必要はないのである。其處でそれならばどうして改造の基調を人格に求めるかといふと、今迄の人格に對する考を現代の社會に適應するやうに、働せて行くといふ其精神に求めたいのである、それには前に申した通り從來の國民生活の中に現はれた思想を回顧して、その材料を經としてそれに現代の思想を緯として、以て其短所を増補し缺點を改造して行くといふことが必要なのである。

(八)

斯の如く従來の思想と外來思想とを同化し調和して、自己の人格を増補修正して、時代に適應する人格を作つて行くことが、取りも直さず人格の改造といふことになり、又國民生活の向上といふことにもなるのである。

人格の改造

一 人格改造の第一着手

改造の基調は人格の改造にありと云ふことは、臆けながら前に申して置いたが、其人格の改造に就ては未だ充分にいふことが出来なかつた。故に此處では人格の改造といふことを述べたいと思ふ。人格の改造といふても二つの目の人間が三つの目の人間になる譯でもない。立つて歩いた人間が四つ這ひになつて歩く譯でもない。又今まで大工を職業として居た人間が、商人になるといふ譯でもない。即ち外形や職業は其儘であつても、其人の内に貯へた精神を改めるといふことである。其精神をどういふ風に改めるかの問題は、これから出發するのである。

今の社會の有様を見るとどの人も、精神が皆うはづいて少しも落つきといふも

(九)

のがない。此落つきのないといふ事柄は、其人の人格が動搖して居るといふことであつて、未だ完全な人格者とする譯には行かぬ。其處で先づ改造の第一着手として、此精神の動搖といふことを改めてかゝらねばならぬ。見よ、未だうら若い學生であつて見れば、精神の動搖するの無理もない事であるが、相當の年輩に達したもので、商賣がよいといふ話を聞けば商賣人になつて見たいといひ。鐵の値が出たといへば頻りに鑛山を探し廻る。工業が金がもうかるといへば自分にも工場を建て、見る。家の値段が高いといへば今迄の百姓が田畑を潰して借家を建てる。世間の有様は殆ど猫の目のやうに次から次へと、様子が變つて來るのであるが、此世の中の姿は取りも直さず、人心の動搖するといふことを證據立てて居るのである。

かういふ有様であつては社會も國家も決して向上進歩するものではない。何故かといふにまるで賽の河原といふもので、拵へては潰し潰すのであるから、少しも進歩するといふことが出來ないのである。成る程改造といふ言葉には當つて居るかも

知れんが、其改造は進歩向上を意味する改造ではない、故に改造の第一着として先づ動搖せる精神を落つかせるといふことが必要である。

二 何ぜ人心が動搖するか

然らば其動搖せる精神を如何にして落つかせるかといふに、先づ人の目的を定めなければならぬ。人はたゞ麵麩計りで生きて居るものではない、麵麩は我々の肉體を保存するといふ上に於ては、最も必要な條件の一つではあるが、併しながらこれが人の生活を保證する唯一の條件とはいへぬ。然るに現代の人心は此麵麩を以て生活條件の唯一のものであるかの如くに思ふのである。殊に十九世紀の科學の發達して以來、一にも科學、二にも科學といふ風に科學の萬能を信するやうになつてから、唯物論的の傾向が強くなつて來て、文明といへば汽車汽船、電信電話機械工業の發達することを意味し、成功といへば經濟上の成功を意味する事になり、資本家とな

り、富豪となり、貴族となる事を成功者だといふ風になつて来た。それが爲めに幾ら學識の豊富なものでも、又如何に人格の秀いでたものでも、金を貯める事の下手な者は、意氣地のない者である。無能の者であるといふ風になつて、其人の人格をすら疑ふやうになつて来たのである。此傾向が一般の人心に影響して麵麩が生活唯一の條件であるかの如くに思はれて、どんな事でも金にさへなれば其方へ趣くといふ傾向をならして来たのである。

三人格改造の要件

それであるから金の爲めには其言を二三にし、其行を二三にするが爲めに、其人格が動搖する事になるのである。然しながら此麵麩以外に尚生活の條件は存在するのである。言ひ換へれば物質次外に精神的方面の存在が、我々の生活にはあるのである。此精神の方面を開拓して物質界以上に、立派な世界のある事に氣付く時は、

其精神界に生活する事が出来るから、目先の物質の爲めに心を動かされる事がなくなり、自の生活の安定を得、又確乎不動の人格を確立することが出来るのである。其精神世界の中心は何であるかといへば、信仰を置いて外にない。此信仰の確立しない者は、精神界の崇高なる事を見る事が出来ないから、何日までも、物質の奴隸として彷徨ふて居る哀れな人間として終るのである。つまり人格改造の要件は信仰の確立といふことにあるのである。釋迦如來が金殿玉樓の生活を棄て、一笠一蓑の乞食の生活に入られたのも、顔回が一簞の食、一瓢の飲、俗人は到底堪え得ないやうなあばら屋に住んでも、これをたのしんで居られた如き皆これ物質以外の崇高なる精神世界に住する信仰があつたからの事である。

四 信仰と物質上の生活

斯く言へばとて物質世界の成功を呪ふものではない、物質上に成切しやうとする

には、先づ精神界に安住して確乎不拔の信仰を得て、其信仰によつて活動する時は自ら自分への職業に興味を持つ事が出来て、其仕事は非常な内容の充實した力によつて動かされるから、如何なる仕事に従事しても其仕事の能率が非常の速度を持つて上つて来るのである、仕事に對して興味がない時は、同じ一つの鎚を打つのも其鎚には力が籠つて居ない。カーライルが「庸工の鎚の一撃は其鎚の一撃毎に十戒を破りつゝあり」といふた如く精神の籠らぬ仕事は同じ仕事でも誠意が籠つて居ないから、其能率の上に於ても又出来上りの上に於ても決して立派なものが出来ることがない、従つて其仕事上の信用も薄らぎ、成功する者も不成功に終るやうな事が起つて来るのである。

然るに信仰の上に立つて、感激を持つてする仕事には、何日でも充實した力が籠つて居るから、矢敗する者も矢敗せずして遂には麵麩の上に於ても成功の月桂冠を戴くことが出来るのである。これ人格改造の根本基調は信仰にあるといふ所以である。

信仰と生活の改造

一 信仰と生活の趣味

信仰は信仰其ものが無限の価値を持つて居るもので、人間生活の尺度を以て、その価値を是非可き者でなく、又人間の生活上の必要の有無によつて上下せられるものでもない、然しながら我々の生活の上に於て信仰がなかつたならば、其生活は乾燥無味のものであつて、更に生活上の趣味がない。信仰があつて始めて生活の趣味を理解する事が出来るのである。信仰のない生活が何故趣味を感じる事が出来ぬかといふに、常に現實界の出来事のみ囚れて、精神上の安定を得る事が出来ぬから、心の内に緩取りのある生活をする事が出来ぬ、或は金銭の奴隷となり、或は物質上の成功のみを目的として、物質以外の世界の存することが判らぬから、得意

の場合には非常に自分が偉いものに見えるし、失意の場合には如何にも自分の不運の事が見えるだけで、深く自分を反省し、自己を批判して人間の眞價と云ふものを見る事が出来ぬ。それであるから信仰のない生活には、何か事があると不安と恐怖の爲めに精神が動揺し、それが爲めに煩悶し悲觀して、或は神經衰弱症になり、甚しきはそれが爲めに狂疾を起し自殺するものすらある。社會の景氣のよい時には、成金で威張り返つてゐたものが、一朝不景氣の風に襲はれると、煩悶懊惱の極自殺せるものもある如きこれが好例證である。

信仰に依つて生活するものは、此現實に執着する事がないから、浮雲の如き富とか金とか名譽とか地位とかに執着する事がない、従て人を羨み、自分の無力を嘆く事がなくして、常に豊かな感情を以て愉快な生活を送ることが出来る。故に其生活は常に清新の氣の充實した力の強い生活を送ることが出来る。

二 懺悔の生活

然らば其信仰とは何を意味するかといふに、自己を批判して其無力にして無善造惡の我心を懺悔して佛陀無限の慈悲に救濟せらるゝことを信じて感激することである、換言すれば懺悔と報恩とが信仰の要諦である。

懺悔といふ事柄はたゞ徒らに涙を溢して、自己の罪惡を悔ゆることではなくして、自己の罪惡に氣がついたならば、其罪惡の生活を再び繰り返さぬやうにする事である。故に懺悔の生活は過去を追懐する生活でなくして新しく自己を創造して行く生活である。親鸞聖人が「超世の悲願聞きしより、我等は生死の凡夫かは、有漏の穢身はかはらねど、心は淨土に住み遊ぶ」といふ述懐をせられたのは、此懺悔に依つて佛の力を感得せられ、これまでの罪惡の世界から解脱して如來の慈悲に充ち充ちた感激の世界に安住することの喜びを述べられたもので、いはゆる懺悔に依る自己創

造の實を示されたものである。

(一八)

三 報恩の生活

信仰のも一つの範疇は、報恩といふことである、此報恩といふことは自己の罪惡を佛に依て救はれるといふことに就て、起る處の感激の言葉である。此救はれるといふことの自覺は自ら自分の力の弱いといふことが、徹底的に味はなければおこるものではない、處が此自己の罪惡といふことに就ては部分的には感ずることが出来るけれども、少しでも自分を頼みにして居る間は、眞實の罪惡感は起つて來ない。罪惡深重といふことはたゞ怒つたが悪いとか、羨んだが悪いとか、疑つたが悪いとかいふだけの意味ではなくして、自我の無力にして自分から自分を如何することも出來ぬといふ所謂絶體絶命の場合に立ち至らなければ、眞實に自分といふものを見ることは出來ぬ。此我といふものは非常に執拗な丁度鶏のやうなものであつて、も

のに執着するといふことが第一の特性である。憎い、可愛い、欲しい、惜しい、怨めしい、嬉しいといふやうな言葉に依て現はされる事實は何であるかといへば、皆我といふものゝ現はれたものである。此我といふものが如何に努力しても、如何に修養しても、どうしても斯うしても自分の仕末を自分で仕末する事が出來ぬ。如何に拗こいものであるかといふことが徹底的に味ははれなければ、自己の罪惡といふものを反省することが出來難い。

此罪惡といふものは、丁度お湯の中に浮いて居る垢のやうなものであり、我といふものは其お湯のやうなものである。罪惡と我といふものは別々にする事が出來ないのである。お湯の上に浮いて居る垢を掬ひ出して、もうこれで結構かと思つて居ると、後から垢が澤山に寄つて來るのである。斯の如くにしてお湯の垢を取り去るには、結局湯を汲み出して仕舞はなければ、垢を取り去ることが出來ないのである。換言すれば自己の罪惡といふ時には、其ことゝ罪惡とが別々のやうに思はれるけれ

(一九)

ども、事實に於ては自己が即ち罪惡であつて、罪惡と自己といふものを二つに別ける事が出来ぬ。尙言ひ換へれば自分で自分の罪をどうする事も出来ぬといふのが、我々の實際生活である。斯の如く自分は自分で罪惡をどうする事も出来ぬといふ、絶體絶命の無力の者であるといふことが充分に味はれる場合には、此罪惡深重の此儘絶大無限の慈悲の力に救はれるといふことが、自らわかつて來るのである。此佛陀の救濟といふことが眞實に味はれるやうになつて來ると、其處に抑へても抑へる事の出来ぬ、感激の情が湧いて來るのである。それがつまり報恩の心である。報恩といふことは斯の如く絶體絶命の自己が、無條件にて其儘佛陀の力に救はれるといふことを感謝する心であるから、我々が此感激に依て生活をする時は、あらゆる生活が悉く感謝の生活となるのである。念々稱名常懺悔といふて、吾々の行く處、住む處、座はる處、寝る處、皆悉く佛の悲光に照されて、すること、成すこと、見ること、聞くこと、皆悉く懺悔の感激に依て充されて居るから、其生活

は其信仰の力に潤はされて、生々とした充實した最も力の強いものとなるのである。

四 如何にして信仰の自覺を得るか

此力の強い信仰を得るのには、前にいふた如く徹底した罪惡の自覺が必要であるが、然しながら徹底した自覺といふものは、理屈で考へても決しておこるものではない。愈々自分が此儘死んで終ふのである、此人生はもうこれで御暇である、自分を愛して育て、くれた雙親にもこれでお別れである。小さい時から親しみ交した兄弟にも、もうこれで別れである。力にした妻子眷族も愈々これが暇である。而して自分は今迄貯めた金も名譽も地位も、何一つ身につけずしてこれで愈々死なねばならぬ。この死といふことが自分の眼の前に迫つて來て、愈々此の世と別れねばならぬ時、果して何等の不安も恐怖もなく、死ねばそれつきりなくなつて終ふかどうか、それとも此生といふ事實があれば、此死といふことについても又何等かの事

實^{じつ}がなければならぬ。而もそれを自分で解決^{かいげつ}する事が出来ないといふのは、何^{なに}とした情^{なさけ}ない事^{こと}であらう、何^{なに}とした力の弱^{よわ}い事^{こと}であらう、此^この生死^{せいし}の岸頭^{がんどう}に立つて生死^{せいし}の問題^{もんだい}を、解決^{かいげつ}することが出来ぬと云ふことは、何^{なに}とした敢果^{かんこ}ない事^{こと}であらう、何^{なに}とした情^{なさけ}ないことであらう、愈々^{いよいよ}自分は行き詰^つまつてゐるのであると云ふことが、自ら分^{わか}つて来る様^{よう}になると、そのまゝ救^{すけ}ひ上げて下さるのが佛^{ほとけ}の慈悲^{じいひ}であるといふことを、骨髓^{こつね}に徹^{てつ}して味^{あじ}はふことが出来るやうになり、信仰^{しんかう}の眞味^{しんみ}は初めてそこに味^{あじ}はふことが出来る。

五 信仰は現實自己の問題

それであるから信仰^{しんかう}といふことは、現實^{げんじつ}には無關係^{むわんけい}な死^しの問題^{もんだい}を解決^{かいげつ}するだけのやうに思^{おも}はれるが、人間生活^{にんげんせいふくわつ}の窮局^{きうきよく}は何^{なん}であるかといへば、死^しといふことより外^{ほか}はない、この死^しといふことの解決^{かいげつ}が出来て初めて、生活^{せいふくわつ}の意義^{いぎ}を生^{しやう}ずるのである、同^{どう}

じ道を歩^{あひ}むにも散歩^{さんぽ}なら散歩^{さんぽ}、人を訪^{たづ}ねるなら訪^{たづ}ねるといふ目的^{もくてき}があつてこそ、初^{はじ}めて道^{みち}を歩^{あひ}むといふことの意義^{いぎ}を生^{しやう}じて来るのである。全く無目的^{むもくてき}に歩^{あひ}いて居^ゐると何^{なん}の爲^{ため}めに歩^{あひ}くのか、更^{さら}に歩^{あひ}くといふことに就^{つひ}て意義^{いぎ}がないのである、それと同じく人生^{じんせい}は一つの旅行^{りょこう}のやうなものであるから、行くべき目的^{もくてき}が信仰^{しんかう}に依^よつて解決^{かいげつ}せられて居^ゐつてこそ、初^{はじ}めて其^{その}人生^{じんせい}といふ旅行^{りょこう}の内容^{ないやう}が意義^{いぎ}を持つて居^ゐるのである、それであるから信仰^{しんかう}は死^しの問題^{もんだい}に依^よつて、最も深^{こほ}く味^{あじ}はふことが出来るのであるが、それが即^{すなは}ち又^{また}現實^{げんじつ}の生活^{せいふくわつ}を解決^{かいげつ}する力^{ちから}となるのである。

斯^{かく}の如^{ごと}く我^{われ}々の生活^{せいふくわつ}が信仰^{しんかう}に依^よつて力^{ちから}づけられると、あらゆる行^なひが皆^{みな}悉^{ことごと}く信仰^{しんかう}を中心^{ちゆうしん}にして、生^いきることが出来るから、實際^{じつざい}的活動^{たつどう}の上に於^おいても、常^{つね}に清新^{せいしん}の氣^きを以^{もつ}て充^みたされ、各^{かく}自^じの職業^{しよくげい}は悉^{ことごと}く佛陀^{ぶつだ}に對^{たい}する感謝^{かんしゃ}報恩^{ほうおん}の心持^{こころもち}を以^{もつ}て、従^{じう}事^じする事^{こと}が出来^{でき}るから、例^{たと}ひ人^{ひと}から見たればどんなつまらぬ仕事^{しごと}であつても、無限^{むげん}の興味^{けうみ}を以^{もつ}て従^{じう}事^じする事^{こと}が出来^{でき}る、従^{したが}つて其^{その}努力^{どりふ}の効^{かう}も知らず識^しらずの間に現^{あら}はれて、常^{つね}

幸福な生活を送ることが出来る。かくして吾人は信仰によつて、その生活を改造し、常に新しい力を以て、自己の生活を創造して行くことが出来る。此の如くして、新しく築かれて行く生活は、同時に光に満ちた生活であり、光に満ちた生活は同時に力の溢れた生活である。換言すれば力強き落ちつきのある生活を創造することが出来るのである。

理解ある生活

一 理解とは何か

理解といふとは誤解或は不理解の反対であつて、總て物事のよくわかるといふことを意味して居るのである。此物事のわかつた生活に於いては、生活者それ自身に於て幸福を得る事が出来る。理解のない生活には不幸を伴なふものである。我々の生活はたとひ長くとも、百年生きるといふ者は十人に一人はない、大抵皆六十年七十年の生活で一生を終るのである、此僅か六十年七十年の生活に於て、幸福な生活をするのと不幸な生活をするのとは、非常な差がある計りでなく、折角人間に生れた以上幸福な生活を送らうとすれば、送ることが出来るにもかゝらず、不幸な生活に終るといふことは、實に残念な事である、故に我々はつとめて幸福な生活を送る

べく、努力せねばならぬ、其努力がつまり物事を理解して行くのにあるのである。

一 無理解なる家庭生活

家庭に於て嫁、姑の喧嘩、夫婦の争ひの起るのは、お互に理解がないからの事である、婆さんは自分の過ぎて来た過去のみを知つて、現在に對する理解がない。又嫁さんの方では其婆さんの通つて来た過去の時代が、どんなものであるかを少しも知らぬ。其處で姑の方では自分の経過した時分の事をながめて、それを今の時代と同じやうに解釋して、嫁が自分のやつて来た通りの事をしてくれぬといふて腹を立てる。つまり姑は自分のやつて来た事、自分の経験した事が非常によい事のやうに思つて、それを墨守して何でもかんでも、その通りにしなければ氣が済まぬ、又嫁の方では年寄の経験した處と其時代と、自分達が生きる時代とは、總ての點に於て事情が違つて居る、自分達は自分達の世界に生きて、其世界に合つたやうにして生

活して行くのである、その自分達の世界は年寄の知つた事ではない、其知りもせぬ世界へ年寄がのぞき込むといふことが間違つて居る、年寄は自分の世界に棲むがよろしい、我々は我々の世界に住んで行くのであるといふやうに、お互に自分のみの事を知つて其相手方の事を少しも知らぬ、從て相手方の思想を理解する事が出来ぬ、喧嘩口論の基は其處にあるのである。

夫婦の喧嘩も矢張り同じやうな理屈で、妻は夫の仕事に對して何等の興味も同情もなく、ただ自分に着物を買ふとか、芝居を見るとか、物見遊山をするとかいふ事のみを心懸けて、夫が一家を計營する事から、事業のことから其他社會的活動に對して、色々苦心する事柄を少しも理解しない、其處で思ふやうに着物を買つてもらへぬとか、思ふやうに芝居にやつてもらへぬとか、其外總て自分の思ふ事がかなへてもらへぬと、不平をおこしたり、楯突いたり、或は不貞寢をしたりするやうになる、つまり夫といふものを理解しない處から腹が立つて來るのである。又夫も妻に

對して何等の同情もなく尊敬の念もなく、而して其人格をも認めずして、恰も道具か或は牛馬を見るやうに出来るだけ自分の事に利用さへすれば、よいといふやうな考を以て居るから、妻が自分のいふ事を聞かぬと腹が立つて來るのである。總て喧嘩口論は殆ど皆此類であつて、一方が相手を理解しない處から起るのである。かういふ理解のない生活は親子夫婦の間に於ても、或は雇主と雇はれての間に於ても、決して意志の疏通といふことがないから、明けくれ極めて不愉快な日を送らねばならぬ、理解ある生活の必要は、即ちここにあるのである。

三 勞働問題も無理解から

此頃頻りにもてはやされる勞働問題の如きは、お互に相手に對する理解のない處から起るのである。資本家の方では出来るだけ少ない金を出して、出来るだけ多くの結果を上げやうとして居り、ただ自分の利益といふ事のみを目的として、總ての

算盤を取つて居るのである、自己の利益以外には少しも社會の爲めとか、使用人の生活とかいふことを顧みない、其處で使用人の側に於てはだん／＼と世の中が世智辛くなつて來て、自分の生活を壓迫せらるゝ處から、脊に腹はかへられぬといふ處から、色々資本家雇主に對して要求がましい事を持ち出すのである。又勞働者の方に於ても資本家雇主に對する同情といふものがない、いはゆる要領をよくやるといふ事があつて、取れるものならば取つた方が取り得である、體の骨は成るだけ休める方がよいといふやうな考へで、品物も粗末にする監督者の目を盗んで懶もする、どうせ幾ら働いても極つただけの金しか貰へぬのである、汗水たらして人に甘い儲けをさせねばならぬ、そんな理屈はないのである、向ふが向ふならこつちもこつちだといふやうに考へて、これ又資本家雇主の苦心に對する同情が少しもない、即ち兩方ともに相手に對する理解のない處から、色々騒動が持ち上るのである、勞働者の人格を認めよとか、勞働者の自由を認めよとかいふ事は、理屈としては誠に結構の

事であるが、これ等の現屈は畢竟勞働者が、自分勝手の要求を仕様とする、最も鄙劣の感情を出発點として、後からつけた理屈である、此意味に於て理論としては、結構なことであるが其因に溯つて考へると、甚たよくない感情が因になつて居るのである。

併しながらかういふ事柄は勞働者のみを攻める譯には行かぬ、其攻めの半分は資本家雇主が、勞働者使用人の人格を無視するまでに、同情もなく理解もなかつたといふ事に歸着するのである、若し資本家雇主が勞働者使用人に對する理解があれば其處に自ら同情もおこつて問題はおこらぬのである、此意味に於てもお互に自分の勝手な事のみ考へず、互に理解し互に同情し合ふといふことが必要である。

四 小作人と地主

小作人と地主との間もさうである、地主が小作人の生活を理解して小作人を勞は

るといふ風にすれば、小作人の方でも地主を大事にする。強弱の上からいへば、地主は強いし、小作人は弱い。其弱い小作人を強い地主が同情もせず勞はりもしないとあつては、小作人の立つ瀬がないのである、其處で遂には小作人が地主に反抗する様になる。この反抗するに至るまでには、どれだけ小作人の方では御無理御尤として忍んだかも知れぬ、悔しい思ひに泣いたかも知れぬ、心の中には地主をどれだけ怨んだかも知れぬ、其勘忍の緒が切れて曝發する處に、反抗といふ事がおこつて來るのである。又小作人の方に於ても地主に對する理解同情がなければならぬ、總て租税はだん／＼と高くなる、棄て、置けば田畑はだん／＼と荒れて來る、其他地主として色々の小作人の知らぬ費用が澤山かゝるのである、地主であるからといふて、皆が皆、小作人いぢめをしようと限つたわけのものではない、多少に拘はらず、地主が田畑を小作人に卸してくれるからこそ、自分達の糊口を凌ぎ得るのである、それを思へば小作人は地主に對して相當の恩義を感じなければならぬ、小作人が地主

の地位、地主の境遇、地主の生活等に對して理解をもてば、強ち地主をのみ惡くいふ譯には行かぬ。換言すれば地主と小作人とが互に理解し、互に同情し合へば、其間の關係が誠に圓滿に行つて村落の平和を保つ事が出来る、この意味に於ても理解ある生活の必要な事が分かる。

五 理解は感激から起る

斯の如く理解ある生活の幸福と理解のない生活の不幸とは、其間に非常な差があつて、小さくしては一身一家の生活、大きくしては國民社會の生活に於て非常に違ひを生ずるのであるが、幸福なる理解ある生活を送らんとするには、どういふ風にしたならよいかといふに、互に他の人格を認め、自分の人格を重するが如くに、人の人格に對しても尊敬の念をばらひ、又互に他の恩義を感じて其恩を思ふて、生活するといふことが必要である。

他の人格を互に重んじ合ふといふことは、互に其人を理解し同情するといふことである、又互に恩誼を思ふて暮せば、決して他を侮蔑したり、又は自分勝手な事を考へたりする心が起らない。人間は決して自分一人のみでは暮らす事の出来ないもので、自分以外のあらゆる人の恩恵を受けて生活するのである。其恩恵を忘れないで何事も自分以外の人に對する感激の心を以て生活すれば、自らそこに理解を生ずることが出来る、幸福な日暮をすることが出来る。

自らは是とするものはその事既に悪なり

一 反省の出来ない譯

人は決して完全無缺のものではない、矛盾の點もあれば行き届かぬ點もあつて、どんな聖人君子といへども缺點といふものがある。故に自己の缺點、自己の矛盾といふ事を、常に反省して人格の改造といふことに努力せねばならぬ。自分に修養を積み、反省心が深くなればなる程、自己の缺點と矛盾とを見る事が出来るのである。然るに物質慾におほはれて、幸にして其慾望の幾分を満足し得ると、それに得意になつて外の者が意氣地なしに見て、自分のみが偉いものに思はれて反省する心がなくなつて仕舞のである。富豪とか成金とかいはれる人が、大抵皆下品とか俗物とかいふ言葉を以て評されるのは、僅かなる物質慾の満足から得意になつて、自分で自

分を偉い者にして仕無ふから、自己に對する反省を缺くが爲めに知らず織らすの間に、自己の缺點を曝露するからである。即ち自分で自分をよいとするから、自己に對する反省心が無くなつて、だん／＼と墮落の方面に向つて進むのである。自らは是とするものはその事既に悪なりといふ意味は、此處にあるのである。

二 反省と人格の改造

これに反して修養を積み、反省の念強き人々は、常に自分の缺點と矛盾とをみせつけられて居るから、何日まで経つても慢心が起つて來ない、ますます自己を省み、ますます其不徳を恥づる心が強くなつて、修養に努力するのである。例へて見れば何日も汚ない處に住んで居る人は、其汚ない事に馴れて、何等の感じも持たないけれども、奇麗な家に住んで居るものは、ほんの一筋の糸屑が落ちて居ても、それが氣になつて仕末をせずにおく譯には行かぬ、つまり奇麗な座敷ならば奇麗な座敷程

除計多く掃除をしなければ気が済まぬやうになる、汚ない座敷であれば塵芥ついでに塵芥が出来て塵芥や埃が澤山あつても、更に掃除をする心持が起らぬ、つまり奇麗な座敷は修養を積み、反省の念の強いのに比較する事が出来、又汚ない座敷は無反省の人に比較する事が出来やう。斯の如く人格の改造に志し、反省修養に努力する人は、益々其人格の光を發揮する事が出来て、少しも倦む心がおこつて来ない、これに反して無反省の人は益々人格が下劣になつて、遂には自分天狗の人間になつて、人から嫌はれるやうになるのである。

三 國民的向上と反省

今此の事柄を廣く國民生活の上に當嵌めて考へて見ると、無反省の國民は、何日も自分の國をのみ自慢する心が強くなつて、自分の國の短所弱點といふものを反省する事が出来なくなる、今や世界の各民族はそれ／＼自己の缺點を反省して、改造

の巷に努力して居るのである、我々國民たる者は一面に於ては我國民性の長所を發揮すると共に、其長所に對して慢心をおこさずに、世界各国の智識を吸収して、其缺點や短所を改造する事に努力せねばならぬ。

先帝陛下の五ヶ條の御誓文の中にも

舊來の陋習を破り天地の公道に基づくべし。

智識を世界に求め大に皇基を振起すべし。

とおほせられてある通り、舊來の陋習を破りとおほせられたのは、時代の進歩に伴なはぬ思想や風俗はこれを改造せねばならぬといふ意味を宣はせられたものである。又智識を世界に求めとは、いふまでもなく一般の學術技藝から其他百種の智識を吸収して、我國民性を以て同化し消化して、我國民の原動力たる皇基を振起すべしと宣はせられたものである。言葉を換へていへば國民が自分だけの一人天狗で居ては不可といふ思召を宣はせられたもので、畏くも自らは是とするものはその事既に

悪なる所以に符合してゐる。されば我々國民たるものは、常に我國固有の思想風習を顧みると共に、又諸種の外來思想を意味して、以て其短所を補ひ缺點を改造して國民生活の向上を計らねばならぬ。即ち自ら是とすることを廢めて、常に國民的反省を怠らぬやうにしなければならぬ。

國民自覺の時機

一 世界の趨勢と吾人の責任

人間一人の性質を知らんとするのでも、只だ現在の様子許りを見ただけでは、十分に特性を極めることは出来ぬ。即ち其の人間を養育した両親や兄弟等の家族の狀態や、又其の家族の生活狀態や、或は其の小さい時分の友達や、又其の育つた土地の有様や、或は母親の乳があつたか無かつたか、又は是れまでの中にどんな病氣に罹つたか、學校の様子はどうであつたかなど云ふことを、出来るだけ十分に探査しなければ、其の性質の全般を知ることが出来ぬ。而して其の性質が十分わからぬ時は、之れを指導して將來の方向を定める上に於ても、又色々の失敗や誤解の起る困難があり、遂にあつたらもの人間一人を廢物にして仕舞ふ様なことがある。

國家も亦人間と同じで、英國には英國の特性があり支那には支那の特性があり日本には日本の特性がある。人間の特性は之を個性 (Individuality) と云ひ國家の特性は之を國粹或は國民性 (Nationality) と云ふのである。而して人間の個性の發達すると同じく、國民性も亦漸次に發達するものである。故に吾人が人間の個性を知つて、其の將來の方針を誤らぬ様に定める如く、吾々國民は吾が國民性を詳にして、將來の方針を定めねばならぬ。換言すれば吾れ等國民たるものは、吾が國民性の如何なるものであるか自覺して、之れを今日の世界各國の狀勢に照し合せて、其の長所を反省して、以て將來を戒めねばならぬ。

處が個人の性格は、家族、境遇、交友、教育、食物、嗜好等によつて影響せられ、又其の性格は逆に之れ等に關係して種々の印象を社會に與ふるものであるが、國民性も亦、風土、產物、制度、經濟、道徳、宗教、政治、法律、文學、言語、風習、教育等によつて影響せられ、又逆に之れ等の文化を形造るものである。

翻つて思ふに我が國は、神武天皇御即位以來、既に二千五百七十有餘年を経て、萬世一系の皇統綿々として一絲亂れず、國家開闢の太初より純一なる大和民族を以て國を成し更に他の民族の侵入を受けたことがなく、所謂萬邦無比の國體を成し、東西比なき國民性を發揮してゐるのであるが、而もその國體の基礎となり國民性の要素となれる文化を観察する時は、我が國本來の文化を培ふに、或は支那の思想を吸收し、或は印度の文明を吸收し、或は西歐の思想をも取り入れて、遂に今日の文化國民性を形成したのである。即ち人間が成長するに際して、初めは母乳によつて生育し、漸次發育するに従つて、野菜を食つたり肉類を食つたり、親の躰を受けたり、學校の教育を受けたり、他人の風を眞似たり、友達の言葉や思想の感化を受けたり、社會や境遇の影響を受けたりして、遂に一人前の人間となる如く、我が國民性も文明も、あらゆる四圍の影響を受けて發達し、遂に今日の如く複雑豊富なる狀態となつたのである。

今や世界の大勢は、各國民が世界を以て共同の活動舞臺となすに至つた。而して各人種、各民族各國民は、この世界の共同の活動舞臺に立つて、各自互に勝者たらんとを期し、哲學科學の研究を盛にし、或は比較研究法により、或は歴史的研究法により、或は又實驗觀察等の方法により、宗教、道徳、言語、政治、文藝、美術、制度、歴史、民族、心理、化學、理學等幾多の學問を研究して、以て人種の異同を定め、民族の優劣を論じ、各自國民の文化を發揚して、各々其の國民性の向上に力めて居る。即ち今日の世界の大勢を、一言以て之れを覆へば、一面には世界を打つて一團となさん傾きがあると共に、又一面には益々各民族が自國を強固にせんとする傾きがある。即ち文明の先驅、思想の元宗として各國民より論はれてゐた獨逸は、眞に之れが權化とも云ふべきで、世界のあらゆる端々までも、耳爾曼民族の勢力を扶殖せんことに勉め、遂に無謀の世界的動亂を起すに到つた。而して戦後の形勢は永久の平和、國際聯盟等の思想が高潮せられ、日米親善、日支善隣の聲が盛な其の

下から、太平洋のあなたには常に日本人排斥の聲が高い。又平和、博愛、自由の教義が高唱せられ、民族自決の叫ばれるに係はらず、印度の土人は文學法律の書を手にするさへも禁ぜられて居る。

此の時に當つて我が國は、東洋平和の盟主となり、世界列強の班に入り、今や國際上に於ける發言權をも獲得し、益々國民の勢威を發揮し、愈々國民性の眞價を發揚するに至り、將に東洋の新進青年國として、世界の活動舞臺に現はれつゝあるのである。されば今は正に彼れを知らねばならぬと同時に、又正に我れの我れたる所を以ても知らねばならぬ時である。

換言すれば我が國民を一個の人間に譬ふれば、今や新進氣鋭の青年として、世界の活動舞臺に立つこととなり、衆人視聽の中心となつた様なものであるが、今後如何なる方針を以て進むべきかは、先づこの青年の今日までの生ひ立ちを回顧して、其の性質の長所短所を十分に反省自覺して、思ふ存分其の長所を發揮して、其の短

(四四)

所とする所を戒めて修養するの工夫が必要なる如く、我が國民三千年來の文化を回顧すると同時に、日夜浸々として輸入せられつゝある思想をも考究し、以てこれを消化し同化して、國民發展の資料とせねばならぬ。而してこの大和民族の新使命を負ひ、指導の任に當らんとするのが、我々國民一般の責任である。實に吾々は内に剛健なる國民的信念を藏し、外には外來思潮を同化し、以て固陋に陥らず雷同附和に流れず、益々大和民族の發展に努力せんとするのである。諸君、共にこの大任を辱しめぬよう益々振つて研究と指導とに従事しようではないか。

二 思想的方面の概観

今や我が國は、前項所説の如く國民自覺の最も必要な時期に入つてゐる。而してそれは先づ思想的方面と社會的方面とに於てである。

今日の時代精神に就て見るに、混沌たること殆ど維新當時の有様で、その思想の

混亂せることは、寧ろそれよりも尙ほ甚しく、殊に歐洲戰亂の結果、發生せる所謂民衆自覺の語によつて概括せられる思想は、怒濤の如く我國にも輸入せられ、是れに勢を得た社會主義的思想は漸次蔓延し、爲めに人心の不安と動搖とは殆ど停止する所を知らない状態である。即ち從來は封建制度で社會心意が支配せられて居たが爲め、思想の傾向が一定して居た。又徳川幕府が鎖港主義を採つて居たから、海外の思想といへばホンの儒教と佛教との影響より外は無く、それも永い間の歴史によつて全然我國固有の思想と同化して、よく我が國民精神の方向を指導して、更に之れを混亂させるといふ憂がなかつた。

所が、維新以來文物の進むに随つて、海外の思想も大に輸入せられたが爲め、我が社會の思想は非常な大激變を生じて來た。例へば今迄は我が國民の精神は常に忠君愛國と言ふことが中心になつてゐた。即ち親には孝行、君には忠義と言ふことが、一切の思想の上に勢力を占めて居て、殆ど如何なることも君親、國と家といふ觀

(四五)

念を離れなかつたのであつた。されば我が國は此の忠君愛國の思想によつて、頗る平和に又頗る圓滿に治つて來たのである。所が桃源武陵の夢が醒めると、維新以來海外の思想がドン／＼入り込んで來、又海外の社會狀態を見たりなどした爲め、自然にこの個人主義の思想が盛んになつて來て、何でも力さへあれば、たとひ身分の卑いものでも、大臣宰相になれるといふことが考へられて來た爲めに、今迄の忠君愛國の思想も幾分の變化を來たし、又家族主義の思想も段々變つて來て、一方では新道徳の樹立といふ風に、始終思想の上に争ひが起つて來た。而して此の如き思想上の争ひは自ら道徳上に影響するものであるが、殊に色々新奇な事物や思想に遭遇すると、たとひ其ものが在來のものより劣つてゐても、其の新しい型を追求して、在來の舊い型を捨てやうとするのが一般の人情であるが、現時の倫理的傾向は恰も之れに似たものがあつて、一度は西歐の新しい型を慕ふて吾

も々々と追求した結果、從來の舊い型の道徳は皆悉く役に立たぬ詰らぬものゝ様に思つてゐたけれども、よくよく吟味して見れば新しい別物の様に思はれた西歐の思想も、案外淺薄なことに氣がつき、且つその思想を其の儘我が國に當て欲め様とする、種々の缺點や弊害のあることも分つて來たが、それかと言つて在來の思想を其の儘現時に用ふることも出來ぬ節があり、そこで社會は疑問と不安とに充され、其の歸趨する處を失つて動搖し、所謂國民固有の道徳さへも、其の動搖の渦中に巻き込まれて任舞はんとし、殊に今回の戰亂の結果は、益々その不安の程度を高めて來たのである。

即ち從來の我が國民道徳は家族的國家主義にして、犠牲的精神に富んだ美はしいものであつたが、歐米文明の輸入せられるに至つて、從來は餘り高唱せられなかつた個人主義の思想が將來せられて、一にも二にも個人主義でなければならぬ様になり、明治三十五年頃には其の思想が可なり極端な處まで唱へられ、美的生活とか

本能主義とか言ふものが傳へられて、盛にそれが論議せられた。

この本能主義とか美的生活とか言ふのは、人間は何でも本能をさへ満足すれば宜いと言ふて、頻りに人の本能的生活を鼓吹したのである。而してその後この本能主義の思想か、尙一層激しくなつて來たのが所謂自然主義と言ふのである。この自然主義も本能主義も畢竟同工異曲であつて、其の考へが一層極端になつた丈けのこと、同じく本能満足主義である。

而してこの自然主義の思想と前後して、社會主義の思想が起つて來た。而してこの社會主義と同工異曲の思想が、今回の動亂の結果として高調せられる様になつた。デモクラシーの思想がこれである。このデモクラシーの思想は社會主義の思想から生じたものである。

これ等の本能主義や自然主義や或は社會主義といふものは、どうして起つて來たかと言ふに皆歐米諸國から輸入せられたもので、個人主義の思想と、經濟事情の變

遷とが動機となつて居る。個人主義の思想は十五世紀の文藝復興の頃から盛になつて來て、遂に今日の歐洲文明を形成した一大思想であつて、その思想は中々優れた處もないではないが又種々の弊害と弱點とを伴ふことも免れぬ、特に今回の歐洲戰爭に於ては、一層その弱點を暴露した様に思はれる。

今その個人主義の思想とはどんなものであるかと言ふに、自分の生活に精神を集中する思想であつて、人間は自分と言ふものが十分に發揮せられなければ駄目である、即ち各人が互に自己の人格を尊重して、其人格に出来る丈けの價値を認めて、以て各自が互に努力して及ぶ丈けの自我を發揮して、己れの人格の向上發達と言ふことを、努力しなければいけないとする思想である。

故にその主義とする思想に於ては、敢て悪い所はないけれども、この思想に胚胎して出た邪道的思想には、種々の恐るべき弊害がある。即ち先きに例示した諸思想の如きはこれで、本能主義と言ふのは、自分の本能を満足させんとすること、各人

が自分の思ふまゝにやつて行かうとするもの、乃ち各人が各自の本能のまゝに行動せんとする考へである。又各人の心の中に起つて来る種々の衝動や本能は、人の自然の稟性であるとして、その諸活動を自然其儘に働かせ、自然其儘に行ふといふのが自然主義である。故にこの主義に従ふ時は異性に對する性慾も人間天賦の自然的本能であるから、自然そのまゝに實行せよといふのである。

そこでこの本能主義や、自然主義が實行せられたならば、社會は如何な工合になるかと言ふに、人間は互に勝手氣隨な事をなし、丸きり犬畜生と何等異なる處がなく、社會と言ふものが成り立たなくなり、人格の尊い價値が悉く無くなつて仕舞ふのである。人間には本能と言ふものがあつて、其生活を保つことが出来るのであるけれども、本能をそのまゝ何處々々までも働かせることは出来ぬ。必ず道德によつて調和して行かねばならぬ。この道德のあると言ふことが人間の尊い價値のある處なのである。處が本能主義や自然主義にあつては、その道德的規律を以て本能を抑

壓する所の不自然なやり方であるとして、之を無視しようとするのである。人に道德の必要が無いと言ふのは、即ち人格の尊嚴を無視して、犬畜生と同じにするものである。

又社會主義はどういふのかと云ふに、名は社會主義であるけれども、矢張り個人主義の思想から出發したものである。同じく社會主義と云ふ中にも、色々黨派があつて一様には云へぬけれども、先づその大體の説では、各人がお互に自分の生活を満足させて行かうと云ふ所からして、各自の自由と平等とを得ることを目的とし、お互に等分の利益や權利を得やうとする考へである。而してその徒の云ひ分によると、或るものは徒食安逸にして益々富み、或るものは刻苦精勵して益々貧しくなると云ふ様なことはあるべきでない、人格は平等なものであるから、富も利益も平等にすべきもので、貴賤貧富の差異があるべきものでないと唱へて、各自が自由平等に安んずる社會を現出しやうとするのが所謂社會主義である。

社會主義者の言いは、一應は最もの様であるが、各人各自に相違なる力量や、或は各人各自に色々違つた働きや技能のあることを、少しも顧みない云ひ方で、その思想の根柢に於て非常に間違つた缺點がある許りでなく、自然に出来た社會そのものを、人力で壊したり作つたりすることが出来る様に思つてをる。實行の出来ぬ雲を揮む様な空想を目的としてをる。而して社會生活の上に於ては絶対的自由とか平等とか云ふことは、どうしてもあり得べからざることであるにかゝはらず、これを進行せんとするのは人情に反した考へである。

若しこの考へを實行しようとする時は、互に自分の自由勝手を通そうとするから、親子兄弟互に噛み合ふ様な喧嘩をせねばならぬ、従つて夫婦の間にも和合がなくなり、家庭と云ふものが成り立たず、恰も犬畜生の様な生活となり、親は子を捨て、子は親を邪魔にし、友人互に助け合ふと云ふことがなくなり、各人互に猜疑心のみ強くなり、他と結合することの出来ぬ孤立の状態となり、遂に人としての價値を無

くする許りでなく、人類は頗る不幸な惨めな状態となつて亡びるより外はないのである。

此の如く社會主義の考へ方は、理論の上でも、實際の上でも、到底許すことも出来ねば、又成り立つことも出来ぬ思想である。殊に我が國の如く家族を以て社會の單位となし、家族を國家の根基とする國に於ては、斷じてこれを採用することは出来ぬ、極力之れを排斥せねばならぬ。只だ社會主義に於て取るべき點は、資本家の横暴と富豪の専横とを排斥する點、貧富の懸隔を少くしようとする思想、一般民衆に對する理解力を養成せんとする點等であるが、これ等のことは強ち社會主義でなくとも修養の努力によつて實行し得ることである。して見ると人情風俗に反してまでも、危険なる他の主義を取り入れる必要はない。只そのよい部分のみを吸収して他のよくない部分を排除することが肝要である。

此の如く今の我が思想界は新舊兩者の思想に於て、未だ十分調和が取れて居らぬ、

即ち従來の國民的意識を支配して、國家生成の基本となつてゐた重要な思想が閑却せられながらも、これに代つて社會の秩序を全うしようとする健全な思想が起つて來ぬ。爲めに従來の宗教も亦従來の哲學も、今日では一向詰らぬものゝ如くに見做され、徒らに浮づいた淺薄な思想が流行し、本を忘れて末に趨り、自家籠中の貴重な寶を捨て、外面のみ善さ相に見える西歐の芥に迷ひ、茲に國民は思想上の歸趣を失つて、所謂五里霧中に迷つて居ると云ふ有様である。

我が國民精神が現今の如く混亂した儘に進んで行つたならば、遂には國家の生活をも危くするに至るのである。例へば婦人の道徳に就て考へても、今迄は凡べて犧牲的精神に富み、舅姑郎夫に對しては勿論、子供を育てる上に於ても、殆ど其の心身を犠牲にして従事せる美風があつて、所謂溫順貞操といふ事が重んぜられ、幼にしては親に従ひ、嫁しては夫に従ひ、老いては子に従ふといふ風に、服従といふ事を婦徳として非常に尊び、外に出て働く夫に對し、内に在つて内事一切を身に引き

受けて、男子をして後顧の憂へ無からしめ、圓滿なる家庭の中心となり、貞順の徳を守るべきものだとの美風があつた。而してこは又我が國の如き家族制度の社會に於ては、特に重要な婦道である。所が今日では解放せられた婦人、或は婦人の自覺などいふて、何も自分の意志を無にしてまでも、夫や親に従はなければならぬ事はない、子供を育てるばかりが婦人の役目ぢやないと思はれるようになって來た。此の如きは個人主義の思想が婦人問題の上にて及んだ結果である。又維新前までは穢多非人といはれて非常に排斥せられ、恰も異人種のやうに思はれた彼の所謂特殊部落の人々も、今ではその機會と實力さへあれば、代議士になる事も出來れば將軍になる事も出來、又大臣になる事も出來るといふ有様で、謂はゞ人としての尊嚴を認められて來たので、洵に個人主義の思想は此邊に於ては長所があるけれども、一面に於ては従來の道徳思想を破壊して、その餘弊の及ぶ所往々社會の秩序を害し、國家の安危に關するやうな事のあるのは、非常な害惡と曰はねばならぬ。

今その個人思想が國家や家庭に對して、如何なる弊害を與ふるかにつき、一二の例を擧げんに、個人思想が盛んになると自我感情が強くなるから、永年傳育の大事ある親の言葉でも、自分の氣に入らぬ事があれば、敢て反抗する位は度々の事、遂には親の家庭を捨て、其の恩義を忘却する様な事になり、家に對する觀念が薄くなり、國家の基本たる家庭を破壊するに至るのである。又この個人主義の精神は國家の觀念を薄弱にする一大缺點のある事を、今回の歐洲戰爭によつて、忌憚なく暴露したのである。

それは如何なることかと云ふに、例へば英米に於て戰場に送る兵士を募るのに、種々の甘言巧辭を以て、而も多大の報酬や名譽を懸けて誘つたと云ふことである、今回の戰爭に於ける英國の立ち場は、どうしてもこうしても、勝利を得ねばならぬ、國家の休戚にかゝる大戰爭であつたに係はらず、多大の報酬をかけ且つ甘言巧辭を以てせねばならなかつたと云ふのは、頗る不思議な事であるが、これが即ち個人主

義的思想の弱點である。國家の危急存亡と云ふ事が、全く眼中にない譯ではないが、國家よりも寧ろ自分の身が大事だと云ふ考へが強い爲め、現在よりも尙割りのよい事がなければ、軍人として戰場に向ふ事を、肯ぜぬからである。

又これも英國の話であるが、澤山の壯年男子が戰場に出たが爲め、種々の役所や工場や商店では、人手不足になつたから、多くの婦女子が色々の仕事に従事する様になつたと云ふ事だが、これは誠に結構な事ではあるが、之れが爲めに婦女の收入が俄に殖えて来て、懐が暖かくなつて来るにつれ、皆が皆ではあるまいけれども、其の勞役に従事する女共が、毎晩居酒屋や料理店に入り込んで、鮮腹飲んだり食つたりして、女の身でめりながら、ツブ六に酔つて丸で泥鰌の様なのが澤山あつたと云ふ事を、實際見て来た人の話した事であるが、これ又個人主義的思想の惡弊で、自分さへ満足すればよいと云ふ處の、利己的の考へがあるからである。

危くも國家の危急存亡に際して、其の國民が戰場に向ふ事を厭ふたり、又婦人の

身が如何に収入が殖へたからとて、それを飲食店に遣ひ果して仕舞ふ如きは、一片國家を愛するの念がなく、只々自己あるを知つて他あるを知らぬ惡い了見からである。若しこれが我國であつて見れば、自ら進んで國家に奉公しようと云ふのが當前の事であるが、これが即ち家族的國家思想の美德である。又婦女子にしても、同胞の多くが戰場に出て、彈丸霰雨の間に、寒暑風雨と戦つて、慘憺たる辛苦を嘗め、死生の間に往來して居る事を思へば、たとへ無ひ錢を拂つてでも慰問袋を送るとか慰問状を出すとか、或は獻金して軍費の幾分の足しにでもするのであるが、個人主義的精神のものには、決して此の如き美風は無い、英國婦女の酔つ拂ひは之れが好例證である。

此の如くであつたから、初めは必勝を期して掛つた戦争が必勝どころか獨逸の本國には寸歩も足を入れることさへ出来なかつた。而してその戦争の中途から、色々な理屈を考へ出した。今回の戦争は人道の爲めの戦争である、して見ればその人道

の爲めに此の多くの人命を犠牲に供するは、手段として目的に反してゐる、こう云ふ風な理屈を考へ出した許りでなく、これが爲めに戦意を挫く様になり、益々戦績をして不成功に終らしめた。幸に獨逸の内面的崩落によつて、戦争は勝ちを制することを得けたれども、若し然らざる時は、由々しき大事となつたかも知れぬ。

又獨逸塊太利の如きは、英國にも増して一層甚しく危急存亡の機に差し迫つて居るのであるが、其人民は時々暴動を起してると云ふ事である、獨逸は國民皆兵主義で、英國の如く募兵によつて戦争するのではなく、平時より徴兵制を敷き、軍國主義を採つてゐるから、軍隊については、英國の如き不様はなからうけれども、國家を擧げて戦争の犠牲にせるが爲め、後に残つた人民か、戦争の苦しみに堪へ兼ねて、不平を起して騷擾し暴動したのであらう。

而してこの弱點に乗じて起つたのが社會主義の極左黨たる過激主義の思想であつた。この思想は社會主義中の最も極端なもので、到底實行することの出来ぬ思想で

あるが、獨逸は遂にその思想の爲めに瓦解した。而してその原因はまだ十分わからぬけれども、何れにしても國家危急の秋に際して、内に在留せる人民が暴動する如きは、之れ又國家を受けぬものゝ考へである。想ふに獨逸の崩解は、その國民がいくら國家の爲めとは云へ、自分の身には代へられぬと云ふ個人主義的思想の弱點に基いたものである。

此の如く個人主義的精神は、表面の上に於ては、形式が整つて如何にも結構な様であるが、其の考への根本に於て、利己的感情と云ふ缺點があるが爲めに、イザ何事かと云ふ時には、其の地金の弱點が現はれ、人格の靈性を傷つけ、國家の衰亡を招くに至り、而して我が身をも不幸に陥れるものである。

新思想として歡迎した歐米の個人主義的思想も、今は事實の上に其の弱點を吾人の眼前に暴露したのである。然り今回の歐州戦争は人道を主張し博愛を唱へ文明を誇つた歐米の、個人主義的思想の自殺とも見るべきもので、假面的文明の真相を暴

露して、一時にその思想の價値を失墜したもので、所謂歐米の物質的文明の價値と權威は何處にあると云ひたい位のものである。

此の如く現時の我思想界は、三千年來我等の血を以て傳へた舊來の道德を蔑視して、之を詰らぬものの如くに考へ、其中に如何な珍寶のあるかを省みず、芥の如き淺弱な歐米の思想にかぶれ、而も其の弱點や缺點の何れ位なものであるかをも吟味せず、無暗に之を追求した結果、今はその案外根抵の弱い事に氣づいたけれども、乗り出した舟の既に海中にある如く、如何したらよいかと途方に暮れて居る様に、知らず知らずの中に個人主義的思潮に流されつゝ、如何にかして他のよい思潮に渡り込まふとして迷つて居る様なもので、甲論乙駁徒らに喧々轟々たるみで、櫓を返して逆行して出直す事に氣付かず、其の歸趨する所を知らぬと云ふ状態である實に今日の我國精神界は、風雲急にして暗雲低く西に東に飛び、雨となるか嵐となるか、それとも、此まゝ晴れとなるか、謂はゞ思想界の最も危険な時期である。此

の如き時期に際して此の思想の混亂を統一し、以て國民權威の思想を發揮し、百姓の歸趣を示すものがありとしたならば、それは慎重なる我が國民精神の自覺でなければならぬ。

三 社會的方面の概観

1 今や五大強國の一

維新以來我が國社會の狀態は漸次に變遷して來て居る。十年に西南の役があつて、その後十年間の思想は一變せられ、大に海外の制度を輸入するといふ次第で、一にも外國二にも西洋といふ有様であつた。それから二十年に至つて外國思想の餘弊を認めて來て、茲に國粹保存の思想が起つて來た。其處へ彼の憲法發布となつて、思想の發展は一段落を告げて居た。然るにそれが又漸次發展して、日清戦争が終つてからは、漸く我國の世界的地位が認められるやうになり、其の國土は狭いけれども

支那より強い國だといふ事になり、自然外國との關係も向上せられる様になつて來た。

こゝに於て露西亞の如きは、日本は恐るべき國であるといふ風に考へて、大に極東の方面に自己の勢力を張つて、日本の勢力を殺がうとした。茲に於て遂に三十七八年の役が起つたのである。所が幸にも日本の勝利になつたが爲め、今迄は漸く世界に認められて居つたばかりの日本が、遂に世界の列強といはれるやうになり、所謂武事にかけては一等國といはれるやうになつて來た。

所が今回の世界的動亂に際して、露西亞、獨逸、埃太利共に相繼いで敗亡するに至り、我國は世界の五大強國の一となり、列強の間に發言權を制するに至り、國家の體面は又一段の向上を來たし、我國の一舉一動は世界の視聽の集まる所となり、世界の檜舞臺に立つ大立者となるに至つた。茲に於て我國の國威は今迄とは非常な違ひであつて、最早極東の微々たる一島國とのみ云つて居る事は出來なく、世界の

日本と云はれるやうになつたのである。つまり世界に於ける日本の國際的地位といふものは非常な高い處まで押し進められて來たのである。

2 外形に伴はぬ内容の不整

けれども翻つて我が社會状態を考へると、實に憐れな有様で教育が普及せられたと云つても、まだ自分の姓名の讀めない人が殆ど三分の一はあると言つて宜からう。つまり教育は各地に普及せられて居るけれども、未だ文物の盛な國と謂ふことは出來ぬ、又其の經濟状態を考へても、益々報酬遞限法に支配せられて、農産業は徒らに集約的となり、國費多端にして産業之れに伴はず、始終貧乏して居つて、到底國家の名聲に伴ふだけの状態でない。又郵便電信その他の交通機關に就て見ても、遠く歐米諸國のそれに劣つて居て、故障頻々實に言語同斷である。

而して又一面に於ては先にも一寸述べた如くに、家族制度に對する觀念が薄くなり、我國の發展しないのは家族制度が行はれて居る爲であるなどと論ずるものさへ

有つて、何でも個人の自由に任せ、各自が心一杯の活動をする様にならねばいかぬと云ふ事が頻りにやかましく唱へられるやうになつて來た。此の如く舊きを捨て、新しきを迎ふ風は盛んになつて來たけれども、而も未だ確乎據るべきの新思想が起つて來ぬ。

それが爲め自然婦人問題の如きは八釜しく言はれるやうになつて來て、今迄從順貞操であつた婦人も、今は徒らに虚榮の影を追ひ、非常な我儘になつてしまつたのである。從來永く養つて來た從順、貞操、溫雅、節義は、婦人固有の良風美德であつて、これが爲めに一家は榮え、親は安んじて子弟の爲めに働き、父は子孫の爲めに勵み、夫は妻子の爲めに勵み、一家團樂して平和圓滿な家庭を組織する事が出來たのだが、今や婦女にして往々あらぬ方に心をよせ、家庭を呪ひ親の命に反して家出するもの、或は墮落するものもあつて、その極恐るべき犯罪を構成し或は自殺するもの等が殖へて來た。此の如く個人思想の悪影響は婦女をして徒らに虚榮に趨ら

し、家庭を呪ひ夫を厭ひ、一家をして悲惨の境に陥らしめることが尠くない。觀來れば現今社會の狀態は、常に社會生存の上のみならず、國家生活の上にも於ても、看過すべからざる危機を藏すといはねばならぬ。

3 社會的危機

以上の如く我國は、今や世界の一等國で、誠に光榮ある次第であるが、その實その名に副はずして、恰も貧困にして華族になつた様なものである。世界の一等國、新進氣鋭の強國なる名稱は、恰も巍然壯麗なる大厦の加きも、觀來ればこの立派な建物の内部は、實に見すばらしい有様で、悉く皆不調和な空虚ばかりで、一としてその名に副ふ様な調和的内容がない。云はゞ今の我が社會の狀態は、所謂弱點暴露の狀態で、破綻百出の時代である。如何に緊密な社會でも、その強さ弱さといふものがあるもので、緊密に結合せられた社會は、其の結合の度が非常に強く、隨て社會の生々といふ事も亦鞏固であるけれども、社會的弱點が暴露せられて、破綻が生

じた場合には其の國家的活動は非常に前途危険なものである。

而してこの破綻が生じ、弱點が暴露する事は、實が名に副はぬ場合に起るものである。例へば月收三十圓でありながら、五十圓以上の外形をしておると、初め一月二月はゴマかすことが出来ても、仕舞ひにはゴマかす事が出来ないので、色々のボロが續出し、その破綻を隠す事が出来ぬ様になるのであるが、今の我國の狀態も、所謂名實一致する事が出来ないで、色々やりくりして破綻を繕はねばならぬ、苦しい場合に立ち至つて居る。而してそれが常に經濟上のみならず、學術に於ても制度に於ても、思想に於ても亦道德に於ても、皆間に合せにやりくりしてると云ふ有様で實にありありとその弱點を暴露し、破綻を出して居る。

而して危険はその弱點に乘じ、禍機は破綻の間に潜むものであるから、今この弱點破綻を此儘打遣つて置くときは、遂には國家の衰微を來たし、個人相互の生活をも危くする様な事がある。故に我々國民たるものは、互に國家の發展を我が身の事

として、三千年來努力して繼承せる我が道徳を回顧して、その宗教や制度や習慣生活等を精察して、其の間に存する善良穩健な精神を看取して、之をその道徳の根底となし、現時の實際生活に適する様に改造して、以て吾々の歸趨の方向を一定し、國民生活の大方針を定めねばならぬ。而してこれを成し遂ぐるには、只一部の學者や有志者に任せて置くだけでは、何等の効果も擧げられぬから、國民各自の自覺的修養に俟たねばならぬ。これ吾人が國民生活の精神的自覺を促す所以である。

4 正に國民自覺の時機

蓋し現時の我が國は、思想的方面に於ても、社會的方面に於ても、亦經濟的方面に於ても、共に動搖不安の状態に立ち至つてゐるのであるから、今にして、我國民たるものが、深く自ら反省して、果して從來の思想は取るに足らぬか、果して外來の新思想がよいものであるか、果して我が産業經濟は擴張向上する事が出来ぬか、これ等の點に就て十分研究をなし、以て我が權威ある思想を發見して、大に其の長

所を發揮し其の短所を補ひ、光榮ある大和民族の使命を自覺して、國民生活の向上につき努力して、永久無限に吾々國民の福祉を増進すべく勉めねばならぬ。

四 使命を自覺するに就て

以上は主として國民的自覺の必要な所以を述べたのであるが、此處には其の積極的方面を知らんとするのである。即ち日本民族が、今後世界に於て活動するには、如何にしたらば宜いかと云ふに、先づその第一に擧ぐべきは、國民生活の研究である。而してその研究の結果を發揚して、國民固有の文明を發揮し、その短所を改造するの工夫を積まねばならぬ。

國民性の發揮といつても、國民生活の研究が十分でないときは、どの點までが善國民性であるか、どの點までがその短所であるかを知ることが出来ぬ。國民性といふものは、強ちどれも是れも善いものとのみ云ふことは出来ぬ。善いと思ふことで

も亦其の餘弊をも伴ふことがある。例へば我國の國民は樂天快澗の善性質を持つて居るけれども、亦一面に於ては輕燥性急の傾向が無いとも限らぬ。又大節を重んずるといふ其の半面には、繁文褥禮と云ふやうな傾きがないとも云へぬ。又家族を重んずると云ふ良習慣があるかと思へば、一面に於ては比較的個人の意志を重んぜぬと云ふ傾きがある。つまり家族或は國家の爲めに、身を惜まないといふ良い習慣の半面には人格を重んじない。殊に女子の人格を輕視する風がある。所謂親や家の危急を救はん爲めに、花柳の巷にその娘を賣ると云ふ様なことは、古來屢々聞く話であるが、是れなどは所謂家族制度の餘弊である。此の如く國民性と云ふものは、善の一面があると共に、又種々の弊害をも伴ふて居るのであるが、この善國民性を發揮し惡國民性を改造しようとするには、どうしてもその國民が擧つて精神的自覺をなし、確乎動すべからざる道德的信念を修養せねばならぬ。

又國民道德の權威を發揮し或は國家の名譽を保つに就ても、矢張りこの國民的生

活を十分に知らねばならぬ。でない時は、それが權威ある日本の道德思想であるかどれが大和民族の使命であるか、どれが國家の名譽を保つ所以かと云ふことが一向わからない。今日の如く一方には家族制度が大事であると云ひ、一方には個人の自由が必要であると云ふ風に、甲論乙駁、その是非が定らぬやうな有様では、國民歸趣の方向を失つて、那邊に大和民族の使命が存するか、それすら知る事が出来なくなる。是れ國民生活の基根が確立せぬからである。

五 國民的使命とは何か

以上の如く我が國民が大和民族としての使命を果たすに付ては、先づ其の使命といふものを反省自覺しなければならぬ。蓋し先きに一言した如く、我が國の現状は、社會的にも精神的にも、所謂混亂紛糾の有様である。されば縦し忠君孝親と云ふ事は、三千年來國民の繼承し經驗した大義であるとしても、その意識の内容は漸次變

遷しつゝある、又崇祖敬神は太古神話の時代から、我が民族の間に浸染した、一貫せる風習であるとしても、今は此の風習も薄らぎつつありはしないか。或はこれ等の國民意識や風習は、最早今後の社會に適せぬのでないか、それともこれ等の思想や風習が、現時の社會生活に適せぬとしたならば、どう云ふ風に改造したらよいか、凡て是等の事に就て反省し、以て建國の由來と我が國民道德との關係を知り、且國民活動の歸趣する所を明にするのが、即ちその民族の使命を知得する所以である。尙ほ換言すれば、國民が國民として完全なる生活をなす事が即ち我が國民の使命である。而してこれに就ては、失帝陛下の『教育勅語』の御聖旨を遵奉して「我が國體の精華」と宜らせ給ふた。其の眞髓を發揮する事が肝要である。思ふに忠孝一本の觀念と、宗祖敬神の國風とは、惟神の道の發顯せられた美風であつて、我が國體の精華と勅らせ給ふた處のもので、實に太古以來、血を以て大和民族の間に實行し傳承せられた、國民道德の大本である。されば御勅語の御聖旨を

奉戴しその道とせらるる所を實行し、これによりて社會に活動し、以て我が文明の眞價を世界に發揚し、大和民族の優秀なることを知らせるのが、我々國民の使命であつて、それは又やがて我が國民として完全なる生活をなす所以である。而して此の使命を果さんには、どうしても國民的自覺の修養が、十分に積んで居らねばならぬ。是れ我が國民生活の修養が特に必要なる所以である。

五 完全なる國民生活は吾人の要求

以上述べた如く、國民生活の修養といふことは、思想的に又社會的に、國民の自覺を促す上に、是非ともなくてはならぬ事であり、又大和民族の使命を知つて、國體の精華を發揮する上に於て、どうしてもなくてはならぬことである。換言すれば我國の國民性を發揮して、大和民族の使命を全うせんとするには、國民固有の文明を發揮して國民的生活の完成を期せねばならぬ。

尙ほ以上のことを要言せんに、國民が國民たる自覺を有し、これを世界に發揮する所以は、國民が國民として完全なる生活をなさんとする所以である。而してこれは世界に國をなすもの、皆希求する所であつて、これやがて人類一般に共通せる、人情自然の趣く處である。されば國民的生活の向上と云ふことは、人類一般に共通せる生活希求の精神が、日本人と云ふ國民の形式によつて發表せられたもので、吾々國民たるものは、皆其の心を一にして、努力せねばならぬ處である。

國民自省の着眼點

一 風習と倫理現象

國民の自覺的修養は、古今に亘る我が國民道德の眞義を反省し、我が國固有の文明の眞價を發揮し、吾人が國民としての生活を向上せんとすることにあり。換言すれば完全なる國民生活、即ち人としての價値ある生活を完ふせんとするのが目的である。故に國民自省の要諦は、我が國民がその風習に着眼して、その倫理意識を自得するにある。

抑もこの風俗とか習慣とか云ふものは、その人、その家、その村、その國、又はその社會に存する特徴で、皆それ々に色々違つて居る。即ち我國には我國の風習があり、又支那には支那の風があり、又英吉利や獨逸には英吉利や獨逸の風がある。

而してこの風俗や習慣は、一種の倫理現象であると言ふことが出来る。なぜこの風俗や習慣が倫理現象であるかと云ふに、抑もこの風習は總べて人の精神が行爲に現はれ、その行爲が或る一定の方向に持續せらるゝものを云ひ、それが衣食住冠婚葬祭その他動作言語等のあらゆる方面に、特殊の様式を以て發現したもので、これを第三者から見れば、縦ひその風習の善し惡しに拘らず、一度は必ず是認せられたるものである。即ち社會の生々發達上是非とも無くてはならぬものと信ぜられたるか、或は又必然なければならぬものと信ぜられたものか、或は又必然なければならぬものが、不知不識の間に實行せられて、遂に一種の様式を形成したもので、其の根柢は深く社會精神の中にある。

而してその發現の方面は、社會のあらゆる方面に亘りて、諸種の精神状態が複合的に具體化せられたもので、人の意識的動作が、年所を経て集積したものである。故にその善惡に拘はらず、極めて強い勢力を有して居て、その圈内に入るものは、

悉くその勢力に従はねばならぬ。郷に入つては郷に従へと云ふのは即ちこの事を意味するものである。而してその意識的動作の集積なる點は、明らかに倫理的現象と名づくべきものである。

此くの如くこの風習なるものは、善いのもあれば悪いのもあつて、國民の精神の結積したものであるから、人間生活の上からして、善惡の批評を受けなければならぬ。この點より考へても、國民自省の材料とすべきものは、我が國古來の倫理風習である。吾人はこの風習を自省し批評して、その善なるものを助長し、その不善なるものを改造して、我が文明の眞義を發揚し、以て社會の進歩に資し、又個人の品性を高尚にせんことを勉めねばならぬ。

二 諸外國の風習と我が國風

吾人國民たるものの使命は、上述の述べ日本固有の風習倫理に着眼して、その文

明の眞價を發揮することであるが、この我が風習を歴史に徴する時は、全く我國固有のものが澤山ある。就てはこれを諸外國の例と比較して見よう。

1 西洋史上の革命

外國の國風を知るべく先づ革命の一例に就て考ふるに、革命と云へば必ず人民より要求を提起し、而して國王と人民とは必ず衝突する事を免れぬ。又その一旦衝突する時は、常に國王の方が敗けとなり、散々な目に逢はされて、外國に放逐せらるる位は愚かな事、或は刑場の露と消える例は少くない、近くは佛國革命に於てルイ十六世が王命を斷頭臺上に斷たれ、又後年那翁皇帝をセントヘレナに追放し、或は葡萄牙國王が今尚ほ放浪の憂き目を見て居給ふ如き、又露國の皇帝が退位を餘義なくせられ、其後遂に凶手に計られし如き、又獨逸の皇帝が身を以て私蘭に逃れ懊惱の日を送られる如き、その他慘酷無道の事柄は、西洋古來の歴史上數限りが無い。然るに我が國の革命は全然西洋のと例を異にして、所謂革命と稱するものは全く

無く、唯單に政治的方針の改新に過ぎぬ。我が國に革命の無いことは、我が國固有の一大特徴であるが、その所謂改新に就いて考へても、亦我が國固有の倫理の存するのを見るのである。即ち革新のたび毎に朝廷先づ革新の議を宣詔あらせられ、人民之に従ひ奉るのが例で、その度毎に、下民を撫育誘導し給ふ御仁徳が現はれ、益々皇室の神聖と、國家の威嚴とを發揮し給ひ、爲めに益々萬世一系の國體を強固にし、國民は時代の進運と共に進歩發展するのである。

2 支那の革命と日本の革新

次に又これを支那の革命に就て考ふるに、我國とは天地霄壤の違ひがある。即ち支那の人民は國家的觀念も、君主に對する觀念も甚だ弱い。故に國家の權威、

君主の尊嚴と云ふことも、それ程深く人民の腦中に浸みて居らぬ。君主の勢力が衰へて來れば、それは天命の喪失したものとて、國家や君主の危殆に臨んでも、自分に利害關係のない限りは、一向平氣で居ると云ふ有様で、今までの國王が弑せられて他のものが王位に登つても、それは天命の得喪有無によるものとして、國民は平氣でその革命を眺めて居るか、或は火事場の泥棒と同じく機に乗じて自ら國を稱すると云ふ有様で、遠くこれを歴史に徴するまでもなく、目下の支那の擾亂がよくこれを證明して居る。蓋し支那は人種的國家で君主と人民とが國に對する考へが別々である。即ち君主(及び其の黨族は)國を以て自分(或は其の祖先)が贏ち得た所となし、又王族以外の人民は國を以て自分等の土地となし、國王を以て自分等の土地を奪つたものとして、機會があればこれを取り返さうと言ふ考へを持つてゐるのである。此の如く支那の國は、人種競争の上に出來て居り、其君主は人種競争の交叉點上に立つてゐるのである。故に與奪競争優勝劣敗の國柄で、甲族強ければ甲族國をな

し、乙族強ければ乙族國を稱し、而してその族人以外の人民は、その君主に對して頗る冷淡なのである。これ國家の觀念や君主の權威の薄弱な所以である。所が我國の革新に就て考ふるに、大化の新政でも維新の改革でも、凡そ改新の場合には必ず朝廷衆に先んじて其の範を示し給ひ、皇道を發揮して國民の幸福國家の福祉を旨とし給ふのである。皇室先づこの有難き大御心を以て下民を愛憐し給ふが爲め、國礎を鞏固にし皇室を安んじ奉らねばならぬと云ふ考へが、常に人民一般の心中に充ちてゐて、國家に事の有るたび毎に、益々皇室の威嚴を添へ奉ると云ふ有様である。即ち支那西洋の革命は、全然國體を改造するのであるか、我が國の革新は制度弊政の改造で、國體の改造は絶對的にないのである。これ支那西洋の君主は國家國民を私せんとするに係はらず、我皇室は常に國民を以て赤子として遇し給ひ、國民は皇室に對し奉るに宗家の如き敬虔の念を以てするからである。

故に一度制度革正の大詔が下れば、祖先以来の領土領民でも、亦既得及び將來の權利でも、悉く打ち捨て、欣然として大命を奉じ、營に權利の領土を奉還するばかりでなく、君國の爲めとあれば喜んで身を犠牲に供し、命を投げ出して水火の中も辭せぬのである。故に支那に於ては誰れが國王にならうと少しも構はぬけれども、我國に於ては必ず萬世一系の皇統によるもので、皇位の神聖は天地と共に無窮にして、何人と雖も之を覬覦することを許さぬ。故に國家的大事の有る毎に、益々皇室の神聖を發揮し、國家の基礎を鞏固ならしめ、上下億兆一致して、君國の爲めに身を捧げんとする精神が發露する、而してこれ等は皆我が國體の然らしむる所で、我が國固有の文明として、世界に高唱せられねばならぬ處である。

3 支那は拜天日本は崇祖

此の如く支那西洋と我國とは國體を異にし、その國風を異にするのであるが、これには遠き原因があることで、支那の國體風習はその拜天思想に基いて居る。拜天

とは天を崇拜して主宰者と見ることで、何れの國にも太古には此の風があるけれども、特に支那には此の風が盛であつて、王者を天子と言ふのも此の拜天思想から起つて居る。即ち天子とは聖人が天の子としてその命を受けて百姓に君臨するもので、民の父母となり以て天下の王となる(『書經』洪範)のものであると考へ、若し王者が聖賢でない時は、上帝(天)はその威を喪失させてその國を亂し、革めて他のものに命を授けるものだと思つてゐるが爲め、機に乗ずるものをして天命を受くとの口實を作らしめ、且つ革命の機を多からしめると云ふ有様となり、又人民は平氣で舊王を捨て新王を戴くと云ふ風を馴致したのである。

然るに我國は太古創草の時からして、國土と皇室とは御兄弟だとの傳説を以て初まり、又皇室と人民とは親子或は宗家分家の關係があるとせられて、全然家族的傳説を以て一貫して居る。即ち『古事記』の上卷にある伊弉那岐命伊弉那美命の二柱の神が、於能碁呂島を生成し給うて後、蛭子、淡島(この二つは御子の例に入らずと

云ふ)、淡路之穂之狭別島、大倭豊秋津島、伊豫之二名島、筑紫島、壹岐島、津島、隠岐之三子之島、佐渡島等の大八洲や、その他吉備兒島乃至兩兒島等の諸島を生み給ひ、その外青人草の始めなる八百萬之神、及び天地萬物を生み給うて、最後に天照大御神、月讀命、建速須佐之男命の三神を生み給ふ云々の記事の如きは、所謂國家生成の傳説であるが、是によつて見る時は國土と皇室とは所謂御兄弟の間柄であり、又皇室と人民との間も兄弟親子か或は宗家分家の關係である。即ち我が國は家族的傳説を以て初まり、これを以て終始一貫し、皇位は必ず天祖の神勅そのまゝに宗家の御正統によつて御繼承せられ、如何なることがあつても祖神の御遺詔に背くことなく、天皇は神聖にして犯すべからざるものである。

蓋しこの思想は祖先崇拜の思想に起因したので、國家の家族的傳説も畢竟この祖先崇拜の觀念の發現したものである。而してこの崇祖の觀念は、國家の家族的傳説と自然の影響とによつて最も順調に發達して、遂に家族的國家を形成し、崇祖敬神

忠孝一本の精神を涵養し、我國固有の國風を生じ、世界無比の國體を成し、又獨特無比の文明を生成したのである。これ與奪興廢の走馬燈の如き支那と全然その趣きを異にする所以である。

三 我が社會的風習の特徴

以上は國柄に就て我が國固有の國風の一斑を回顧したのであるが、尙ほ社會的風習に於ても亦種々の特徴がある。

1 衣服

我が國の衣服は古來絹絲綿絲を用ゐて、毛織物は殆ど用ゐない。又その作り方は凡てが一體に緩かで、古來紐、帶を以て締めると言ふ風であるが、凡て歐米各國の衣服は、毛織物を以て作り、身體にシツクリ附着して居て、合せ目をボタンでとめると言ふ風である。今その衛生上實際上の長短得失は別として、その形容を考

へるに、我國風は何となく典雅にして優美な所がある。今女の着物に就て一例を擧ぐれば、振袖姿の裾模様や、或は菊や牡丹を染め出した友禪縮緬の如き、皆優美なものである。その他昔の十二重とか、今の白襟紋付きの如き崇高な中にも亦やさしい所がある。その外又衣冠束帯して笏や中啓執つた公卿の姿でも、鎧甲の武人の姿でも、何となく雅趣に富み、洋服姿の殺風景なものは雲泥の遠ひである。凡て我が國の服装は、自然の影響を受けてゐて、その材料は絹絲の外は木綿、麻、芭蕉等の植物から採り、その模様は山水花卉鳥獸魚類の形を染めだすと云ふ類で、典雅優美はその特色である。蓋しこれ實用一偏の洋服とは、大に趣きを異にする所である。

2 建築

凡て西洋の家は三階五階と云ふ様に、聳然として雲際に登えて、莊高雄大の趣きはあるけれども、何處と取り立て、云ふべき雅味がない。所が我國の家はたとひ狭

く小さくとも、床を設け欄間を作り、山水鳥獸の繪を畫いた襖を立てると云ふ風に何處となく一種の風趣を持つて居り、又西洋の家は石や煉瓦や或は土で造るのが多いけれども、我國のは多く木造で屋根は板や葺で葺く。實用衛生の點に於ては、一長一短があるけれども、趣味から云へば我國のが多い。此の如く家に就て考へても西洋風と日本風とは截然たる區別があつて、我國は矢張り我邦固有の趣きがある。殊に宮造りとか神明造りとか、大社造とか、茶室とか亭とかに於ては、最もよく我國固有の趣きを示して居る。

3 食物

支那や西洋では凡べて油の多いクドイものを好むけれども、日本人は膾炙とか刺身とかその他野菜物の如きサツパリしたものを好む風がある。

4 結婚

西洋では本人同士の相愛の情、相互間の意志に重きを置くけれども、我國のそれ

は常人同士の心情よりも、寧ろ相互の家と家との間に於て、親と親との意志によつて決せられると云ふ風である。故に妻とは云ひ條、自分の嫁でなく家の嫁であり、又常人同士は互ひに厭きも厭かれもせぬ、所謂琴瑟相和する仲らひでも、往々家風に合はぬとか親の氣に入らぬと云ふことで、生木を割く様な悲劇を見ることもある。所が西洋では決して此の如きことはなく、常人相愛の情強くその意志の結合が強ければ、離婚破鏡の悲劇はなく、家柄や親の好悪によつて出たり入つたりすることは決してない。

又日本に於ては、貞女は貳夫に見えずと云つて、たとひ年が若くて夫に別れても、多くは再縁を躊躇する。若し子供でもあれば、尙更ら再縁する如きことなく、遺孤を守つて身を犠牲とするのを美德とする。處が歐米の婦人は、寡婦として一生を送るものも無いではないが、多くは良縁を求めて再縁せんことを欲するのである。これ我が國は家族主義にして、一旦嫁すれば其の家の舅姑に事へ子女を養育するのを

以て法とするけれども、歐米に於ては個人主義にして、男女相互の理解と愛情とを結婚の要素とするから、夫がなくなれば又次の夫を得んとする様になるのである。この兩様の風習は共に一長一短はあるもので、西洋に於ては個人思想が強いが爲め、夫婦は同等の權利を持つものとなし、時には却て男子より女子を尊ぶかの如き風がある、爲めに婦人は概して貞淑の徳が少く、夫や子に對する犠牲の念が少なく、爲めに兩者の理解がある中ではよろしいけれども、其の愛情が變つて來る時は、夫が貧乏であるとか、その待遇が悪いと、先の望みがないとか云ふことを楯にして、離縁再婚するものが多くある。處が我が國に於ては、一度結婚して夫婦となる上は、たとひ氣に入らぬ點があるにしろ、互に譲り合ふ様にして、夫は妻の心を和げ、妻は夫の意に従ひ、親の爲め子の爲め夫の爲めに、その身心を犠牲にする、二心なき貞操純美の美風がある。西洋にも缺點があり日本の風にも長所があり、是非の斷定は今暫らく預つて置くが、要するに我が國には全然我が國固有の風習を持つて居て、

以て特殊の發達を遂げたのである。

5 命名法

我が邦は自然の影響を受くることが頗る多く、天地の動靜、四時の運行、日月星辰、山川草木、鳥獸蟲魚等皆命名上の材料とならぬものはない。而して此の自然の現象は常に人の姓名のみならず、住宅村落にも用ゐられて居る。例へば女ならばお松、お菊、(草木)、春子、時子、千代子、(天地四時)、お月、お雪、お富士、(日月山川)、お鯉、お鶴、(鳥魚)、などと云ひ、その他獸蟲類の稱を採つてお虎、鈴蟲の名さへある。又男子ならば藤十郎、岩吉、春雄、熊吉、時三、音松等その他種々自然現象によつて命名せられるものが頗る多い。又藝名雅號も自然の事象により、又苗字、住宅、村落町名器物等殆ど皆此の種の例によつて居る。

此の如く自然の事象によつて命名することは、實に我が邦上下に通ずる一般の風習で、我國固有の方法で、海外より傳受したものでもない。即ちこれを歴史に徴する

に、その由來は遠く神代に發して居る。今太古神代の例を擧げんに『古事記』には太古初發生の神を天之御中主神となし、次いで高御產巢日神となし、下つては天常立神又、國常立神、豐雲野神、その外石工昆古神、大綿津見神、水戸神、速秋津比賣神、その他風、木、野、火等の神もあれば、又下つては木之花咲耶姬などの名もあり、又天照大御神、月夜見(讀)神等の名は改めて云ふまでもなく、國民一般の知る所である。『日本紀』は國常立神を初めとして居るけれども、『古事記』と大同少異であつて、自然的物事に象つて命名せることは少しも違つて居ない。これによつて見る時は我が邦の命名法は、既に太古初發の頃よりして、連綿として續いて居る我國固有の風習たることが知れる。

四 我が國固有の精神的風習

以上は我が邦社會の風習に就ての二三例であるが、尙ほ思想の方面に於ても固有

のものが色々ある。即ち祖先を崇び神を敬ひ、或は忠孝は人の道たること、又皇位は神聖にして萬世一系なるを信すること、その他神道と云ひ、武士道と云ひ、或は大和魂と云ふ如き、皆これ剛健崇高なる精神的風習で、他國に比なき我邦固有の大思想である。

1 家族の觀念

に於ても西洋諸國とは大に趣きが異なつて居る。即ち西洋諸國に於ては個人を以て本位となし、夫婦を以て家族の單位とするけれども、我邦に於ては親子を以て家族の本位となし、親は子の爲めに働き、子は親の爲めに勉め、夫は父母妻子の爲めに働き、主婦は舅姑主人に事へ家族の爲めに勉め、一家團樂してその中に孝貞温順慈愛友悌等の諸徳を守り、以て親子兄弟長幼夫婦等家庭の私事にも倫常を存して居る。これ等は我が社會の風習に於ける特徴である。

2 佛 教

佛教は印度に起つた思想にして、輸入傳來の思想であるが、我國に入つては全然日本の思想となつた。例へば佛教の本地垂迹の思想は、所謂兩部神道となり三王一實神道となつて、大に我が國在來の思想に同化し、又佛陀の慈悲の思想は縁寡孤獨を救濟せんとする慈善的思想となり、又來世の利益を願ふ本來の思想は、現世祈禱の思想となり、觀行坐禪の道場は變じて鎮護國家の道場となる有様であつた。この社會的實際的の傾向は、日本佛教の一大特色で、かの淨土眞宗の如きは眞俗二諦の教判を立て、一面には唯信正因、稱名報恩の信仰を鼓吹すると同時に、又一面には王法爲本仁義爲先の世間的道德を説き、宗祖親鸞聖人躬ら肉食妻帯して一般世人と等しく俗行を修せる如きは、殊によく此の特色を發揮したもので、全然日本固有の佛教である。凡て此の如く我邦の佛教は、その當初以來現世的或は實踐的又活動的傾向に富み、全く日本の色彩を帯び、支那印度のそれに比し殆ど別物の觀のあるのは、これ明らかに日本佛教の特徴である。

3 儒教(支那の忠孝と日本の忠孝)

儒教も亦佛教と同じく外来輸入の思想であるけれども、今では全く純日本の思想である。例へば孝と云へば勿論父母に誠を致すことではあるが、支那本来の意味とは自ら思想の内容が違つてゐて、決して支那に云ふ如く孝のみを重んずる偏孝的のものでなく、忠と云ふも孝と云ふも、その實質に於ては同じであつて、二者その本を同じうして、家名を重んじ祖先を崇び、親に敬愛を致すは勿論、君に忠を致すのも亦孝たる所以であるとせられてゐる。忠も亦支那に於ては眞心とか想ひやりと云ふ程の意で、上に天子自らの忠があり、又親としての忠があり、子としての忠があり、その他兄弟に對する忠もあれば、朋友師弟に對する忠もあると云ふ風に、凡ての方面に忠が應用せられて居る。而してその意味は前記の如く想ひやりとかマゴゴロとか云ふことで、決して君に對してのみの忠でなく、忠信、忠恕、忠誠等と熟字して、人を責めるなとか、人を容すとか、或は人に對して眞心を致すとか、又人の

上を想ひやるとかの思想である。故に忠孝と云つても、忠と孝即ち君と親とに向つての意味でなく、忠なる孝即ち眞心を以て致す孝と云ふことで、全然親にのみ對する意味である。所が我邦では忠と曰へば天子様に向つての事、孝と云へば親に向つての事、忠孝とは君と親、國と家とに對すること、外の場合には又他の言葉を以てする。此の如く字は同じ忠孝であるけれども、その思想の内容は全然日本獨特のものである。

五 國民自覺の要諦

此の如く國家的風習に就て考へても、社會的習俗に就て考へても、亦思想的風習に就て考へても、あらゆる方面に我が國固有の文明が現はれて、よしその初めは外國から來たものでも、全く日本化して仕舞うと云ふ風で、他國に於ては眞似の出來ぬ、我が國獨特の風習がある。吾人はこの我國固有の風習を研究して、その文明の

(九六)

眞價を發揚すべき使命を有するものである。換言すれば我が國の國民的生活を省察して、以て我が國文明の次第消長を考究し、その短所はこれを改造し、その長所はこれを助長して、日本文明の權威を發揮し、以て國民活動の大方針を樹てんとするのが、國民自覺の要諦である。

外來思想と國民文化の發達

吾人は失きに國民性の發達を、個人の發育に比較して、我が國現時の狀態は、新進氣英の青年が、世界の活動舞臺に立つた様なものであることを説き、今後方針を誤らぬ様、益々發達せんとするには、茲にその發育の經路を回顧して、彼れを知ると共に又自己を知らねばならぬことを勸告し、進んで國民自覺の態度と目的とを論じ、我が固有の文明を發揚するのが、吾々國民の生活の要諦なることを略叙したのであるが、就ては先づ吾々國民が、この青年國民たるまでに、數千年間如何なる思想精神を吸收して、その國民性を培養して來たか、一應之れを調査して、以て國民文化の發達せる所以を知り、國民文明の淵源由來を考査せんとするのである。我が國民の倫理意識にして、最も純粹固有のものは、所謂惟神の道であるが、こ

(九七)

の惟神の道の内容は、幾多の思想を吸収消化して、段々發達して來たもので、今日に於ては頗る複雑にして且つ豊富なるものとなつた。而して其の外來思想の最も重なるものは、佛教及び支那哲學の思想である。

歴史に現はれた所では、應神天皇の御世に三韓から『論語』『千字文』等の書籍が傳はり、阿直岐、和仁、等の學者も參り、又欽明天皇の御世には、佛像や經典や佛具等を献上し、僧侶も亦從つて來朝し、支那の思想も佛教の思想も、既に早くから傳はつてゐるのである。

而して『論語』は所謂儒教の聖典で、永く支那の思想を司配した道徳上の書物である。故に一度儒教が我が國に傳はるや、從來漠然と傳はつてゐた我が道徳的習慣は、茲に新たなる道徳上の名目を生じ、頗る規則的になつたと同時に、思想の上にも社會の上にも、一大變動を生ずる様になつた。換言すれば我が惟神の道は、儒教の思想に影響せられて、従前よりも形式を整へ、大にその内容を豊富にしたのである。

そこへ又佛教の思想が渡來して、我が國民の道徳意識は、益々高遠豊富になると同時に、愈々複雑なるものとなつて來た。かくして我が國には、古來曾て無かつた諸種の徳目を生じ、或は神儒調和の思想となり、或は神佛調和の思想となり、或は又神儒佛三教の調和となり、我が國民文化の發達を促進したのである。

然るに又一面には、これ等儒佛の教と前後して、彼の老莊の教も傳來して、永く民間思想を司配して、國民精神の一部を形成するに至つた。されば我が國民精神は、惟神の神道を中心として、これに儒教、佛教、道教、等の思想が習合同化して、永く明治時代にまで至つたものである。

此の間に於て戰國時代の末期の頃、西洋から基督教が渡來した。けれども徳川幕府は、その思想の國體に合致せぬものあるを看取して、その輸入を嚴禁した。けれども一度渡來した思想は、全然撲滅せられるものでなく、明治に入つて信教自由を許さるゝや、一方の勢力となつた。

所が明治時代に至つては、海外との交通が盛になつて、歐米各國の文物が輸入せらるゝに及び、國民の思想は少からぬ影響を蒙つて、其の道德的思想も一大衝動を來したのである。即ち従來は國家的團體的の道德であつたのが、俄に歐米の個人主義的思想が輸入せられた爲め、茲に新舊思想の衝突が初まつて、盛に道德上の論議が行はれ、社會上の制度組織も變はつて來たのである。

最後に渡來した思想は今回のデモクラシーの思想である。デモクラシーの思想については、今は詳論することを避けるが、この思想の特徴は、世界的傾向を以てゐることと、民衆的色彩の強いこととである。今や我思想界は此のデモクラシーを、何れの點まで受け入るべきかに就て考慮してゐる、所謂研究批判期である。

以上外來思想の種類を數ふるに、支那思想、印度思想、基督教、デモクラシーの四つとすることが出来る。而して支那印度の東洋思想が渡來するに當つては、先づ上流階級へ入り込んだものであるが、基督教、デモクラシーは先づ下流階級へ入り

込んで、下から上を動かそうとする。此點に於て東洋思想と西洋思想との相異を截然區別することが出来る。

此の如く我が國民的の道德は、頗る複雑なる事情の下に成立して、遂に今日の國民性を形成したのであるから、我が文明の眞價を發揮せんとするには、勢いその影響せる諸思想を調査して、我國民文化の今日ある所以を知り、而して將來に對する態度と理想とを自覺せねばならぬ。殊に千數百年間我が國民精神を支配して、其の文明を形成せる佛教及び支那哲學の影響は、斷じて看過することは出来ぬ。

この意味に於て、支那哲學の影響と、佛教思想の影響とを回顧して、これによつて我が國民の祖先が、如何なる態度を以て改造に努方せるか、又その改造によつて如何なる文化を發揚せしめたかを觀察し、我が大和民族の今後の使命を反省せんと思ふのである。これ左に「支那哲學の影響」初傳の佛教と我が文明の二編を設けた所以である。

支那哲學の影響と國民生活の向上

一 支那哲學の二大思潮

古來支那の思想史上には、二つの思潮が流れて居る。一は黃老學派にして一は鄒魯學派である。黃老學派とは黃帝に淵源して老子莊子の徒が之れを大成せるもので後には神仙説と結合して道教と稱する一種の宗教となり、今日に至るも尙ほ支那民俗の間には、可なりの勢力を以て流行して居る思想である。又鄒魯學派とは所謂儒教のことで、黃河の流域に住せる漢人種の間に發達せる思想文化を、孔子が大成せる教學で、鄒魯の地を中心として四方に傳播せる思想であるから、鄒魯學派と稱するのである。

黃老學 即ち老莊の教の主とする所は、天地自然の大法を道德の標準となし、天

地自然の活動が無爲にして自ら化するが如く、天下の政道も亦無爲を以て極意となし、謙讓を以て處世の要訣となし、虛無靜寂の情調を養つて恬淡無爲の精神を修め、常に精神を修めるばかりでなく、又一面には肉體を養つて剛健にして、以て身の平安をも得んとしたのである。これ老子が

聖人の治は其心を虚にして其腹を實たし、其志を弱くして其骨を強くす云云。

(『老子』三章)

と云ひ、また

道乃ち久しければ身を没するまで殆からず云云(同上十六章)

と説いた所以にして、虛無靜寂の情調を養つて身を安全に處しその肉體を強健にせんことを説いた言葉である。蓋し老莊の徒は鄒魯の徒と立脚地を異にして、道は自然に則るべく、天下は自然のまゝにして治まるものとするのである。

さて又鄒魯の學は前記の如く、孔子によつて大成せられた思想で、禮を以て教學

修身の要となし、至仁の境に體達すべきを目的とするものである。孔子一貫の道は即ちこれである。『中庸』に

至誠息むなし、息まざれば則ち久し、久しければ則ち微なり(第二十五章)と云ひ、又

誠は天の道なり、之れを誠にするは人の道なり、誠なれば勉めずして中り、思はずして得(第二十章)

と云へるも、共にこれ孔子一貫の道を繼承した思想である。又孟子の四端四徳の論五倫の説、仁義の教等も畢竟孔子の思想から發明したものである。かくして漢唐の後『大學』の所謂三綱領、八條目、三達徳や、或は五倫五常等の教は儒教一貫の徳目となつて、思想史上の一大系統となつたのである。

蓋し老莊の教は漢魏六朝の頃より佛教其の他の教と習合して道教と稱する一種の宗教となり、鄒魯の教は唐宋に及んで先天的哲學説となつた。

二 老 莊 學 の 勢 力

老莊學が學問として我が倫理意識に影響せることは甚だ少くない。聖徳太子が『維摩經義疏』に

末學を輕んずるなく、學を敬ふこと佛者の如くし、下を慈しみ上を敬ふは、天の大義なり、所以に外老示して云はく、善人は不善人の師、不善人は善人の資、其資を愛せず、其師を貴ばざれば、智と雖も大迷なり(菩薩品)

と云ひ、又「少欲にして足るを知る」とは、分に過ぎざるを言ふの語に次いで『老子』の四十六及四十四章の語を引用して、「禍は足るを知らざるより大なるはなし、咎は得を欲するより大なるはなし(四十六章)、足ることを知れば辱しめられず、止ることを知れば殆からず(四十四章)」と云へる如きは、既にその影響の見るべきものである。

次いで弘法大師の著作『三教指歸』の如きは、よく三教調和の思想を見ることが出来るけれども、その主とする所は佛教にあるから、これを以て直接に日本道徳に影響するものとする事は出ぬ。けれども弘法大師の我が文明史上に於ける一大偉人にして、民間信仰の一大勢力たりし事を思へば、其の影響の少からぬを察することが出来る。處が其後菅原道真も老莊の説を好んだと云ふけれども、これが爲めに我が道徳上に影響したとは見えぬ。後又徳川時代に及んで盧草拙、林東冥、小川泰山、廣瀬淡窓、葛西因是、佐藤牧山等の諸學者が老莊の書を講じて居るけれども、これ又吾が倫理史上大した影響はない。

蓋し老莊學は古く吾が國に傳はつたことではあるが、儒學の旺盛なる勢力と、その言詞が稍や空漠の觀あるとによつて、多くの學者がこれを迎へなかつたが爲め、我が道徳史上の勢力は頗る微々たるものであつた。併しここに忘るべからざること、その思想が佛教と似通つて居るが爲め、佛者の間に頻りに考究せられたことと、

眞淵、宣長、篤胤等國學派の學者によつて、大にその思想の採用せられたこと、尙一つには老莊學が宗教的方面に發達して形成せられた道教が、儒佛は勿論我が道徳の思想儀式等をも習合して、一種の民間信仰たる陰陽道を形成して、永く我が俗間信仰を支配して國民道徳の上に多大の影響を及ぼしたことである。國學思想と老莊との關係は他の機會に於て論述する。

要するに老莊の思想は學說としては神道以外には影響する所が少ないが、其神道説の勃興は、やがて我が固有文明に對する自覺を促し、國民の自省的精神を刺戟したことは、頗る多大なるものがある。而して思想當然の歸結とは曰へ、一般の學者に斥けられて、却て國學者に採用せられ、我が國民の自覺を促し、又一般の民間に入り、永く民間倫理の司配者たりしことは、頗る奇なる現象と云はねばならぬ。

三 儒教と國民の文化

1 儒教傳來以前の思想状態

儒教の傳來は我が國民精神に多大の影響を與へた事は、今更ら云ふまでもないことであるが、如何なる状態に於て我が精神界に入り來つたかを一應調査せんとするのである。

就ては先づ儒教渡來前の我が精神界を回顧せんに、曾て『萬葉集』中の歌人が

秋津島、やまとの國は、神柄跡、言擧げせぬ國(『萬葉集』十三)と詠じ、或は

葦原の、水穂の國は、神在隨、事あけせぬ國(同上)と云ひ、或はまた

敷島の、やまとの國は、言靈の、助くる國ぞ、まさきくありぞ(同上)と稱詠せる如く、自然のまゝにして國治り、簡古淳朴にして太平の民たりしが爲め、

自由を叫ぶものもなく、權利を求むる要もなく、博愛を説き人道を教へる必要もな

く、「言あげ」とて、是非の論議をなさずとも、言靈の助くる國であつたがため、神なががらの道によつてよく治まつてゐたのである。故に其の倫理的觀念に於ても、後世の如く諸種の徳目はなかつたけれども、諾冊二尊の御垂範にも在る如く、既に夫唱婦和の道德的體系を備へ、又其の正邪善惡の判斷に於ても、頗る明瞭な觀念があつた。今その二三の例を擧げんに

天照大神素より其の神の暴惡を知る(中略)吾弟の來たる、豈善き意を以てせんや(『日本紀』神代卷)

素盞鳴尊對へて曰はく、吾元より黒き心なし(同上)

天照大神復問ふて曰はく、若し然らば將に何を以て爾の赤き心を明さんとするや(同上)如し吾が生めらん所、是れ女ならば濁き心ありとおぼせ、若し是れ男ならば清き心ありとおぼせ(同上)

若し汝が心明淨して陵奪の意あらずば、汝のなさん兒男なるべし(同上)

この黒、赤、濁、清、明、淨等は、即ち善惡に對する名稱である。而してこれ等の名稱は、凡べて自然の現象の美醜に基づいた觀念で、日月山川の清明なるは人に快感を與へ、天地の陰濁なるは不快の念を起させる處から、これによつて善惡の觀念を得たものである。換言すれば自然の狀態が太古淳朴なる國民的精神に影響して、審美的情操を養はしめ、之れによつて自然的物質的美醜を、徳的精神的觀念と結びつけたものである。

故にこの當時に於ては、嘗に精神上の濁惡許りでなく、肉體上の汚れをも、亦罪惡として忌み嫌ふたものである。即ち禊(みそぎ)と云ひ祓(はらひ)と云ふのも、これによつて起つたもので、みそぎと云ふは水をそよぎて濁汚を清めることを云ひ、はらひは身體を打ち拂つて汚れを去ると云ふ處から出たことで、共に心身の汚穢災殃及び邪惡を排除する意味である。『大祓の祝詞』によつて見れば

國中に成り出でん益人等が、過ち犯しけん種々の罪事は、天津罪と、畔放ち、溝

埋め、種放ち、頻時き、串刺し、生刺ぎ、逆刺ぎ、尿戸、數多くの罪を、天津罪と宣り別けて、國津罪とは、生膚斷ち、死膚斷ち、白人、胡久美、己が母犯せる罪、己が子犯せる罪、母と子を犯せる罪、子と母とを犯せる罪、畜を犯せる罪、昆蟲の災、高津神の災、高津鳥の災、畜仆し、蟲物せる罪、數多くの罪出でぬ(中略)今年の六月の晦日の夕日の降ちの大祓に、祓ひ給ひ、清め給ふことを、もろく聞しめせと宣る云云

とあつて、種々の災殃罪過を祓除すべきことが述べてある。此の如く我が國古代の正邪善惡の觀念、即ち社會的良心は、自然的影響によつて養はれ、社會の公安を害し、風規を紊亂し、國家の生々を害し、人類の生存を害する等の罪惡や、或は人世の災殃を、悉く禊祓によつて拂除せんとしたのである。けれども古代の人民は、簡素淳朴にして、其の思想が單純であつたから、偏に神威を畏みて、人情の自然によつて道徳を行つたから、後世の如く教義を説き徳目を舉

けて指導するなどの要は無かつた。

此の如く我が國には、道德上の徳目は無く、人倫を指導する教へこそは無かつたけれども、その道德の事實と良心とは、既に神代よりして繼承せられた。即ち建國の基本、天祖天照大御神の御神勅によつて定められ、御歴代の天皇が、皆この御神勅に基づいて、三種の神器を御遺體として奉齋し、天津日嗣の御位に即かせ給へるのには、孝道の大義と皇統繼承の要義と相通する所以を明かし給へるものである。又神武天皇が御即位四年に神祇を郊祀し給へるのも、天皇御躬ら孝道を申べさせ給ふて、範を後世に垂れさせ給へるものである。又景行天皇が熊襲を御征伐あらせられた時(『日本紀』七卷十二年十二月)、熊襲の娘が其の父を殺して歸順したのにも係はらず、却つてその不孝の罪を惡みてこれを誅し給へる如きも、これ又孝の重んずべきことを教へ給ふたものである。又『萬葉集』に
父母を見れば尊し、妻子見れば、慙し愛くし、世の中は、斯くぞ理有り(上卷第五)

と云ひ、また

おほなむち、すくなひこな、神代より、云ひ繼ぎけらし、父毎を見れば尊く、妻子見れば、かなしく慙し(下卷十八)

など云へるに徴するも、孝道の大義は神代から傳承せるものである。また大伴の遠つ神祖の其の名をば、大久米主と負ひ持ちて、仕へし官、海行かば、水付く屍、山行かば、草むす屍、大君の、邊にここ、死なめ、返り見はせじ(『萬葉集』下十八)

と詠へるのもこれ忠義の心の眞摯なる告白で、而もその精神が既に神代から傳承せることを見ることが出来る。

又大國主、命の讓國や、饒速日命の歸順は、奉公の大義を明かにせるものであり、また神武天皇が士卒の疲勞をねぎらいその心を慰め給ひし如き、或は垂仁天皇が殉死の風を禁じ給ひし如きは、所謂仁慈の大御心の現はれたものである。また崇神天

皇が神威を汚ざんこと、畏れ給ひて、神鏡靈劍を奉じて大和の笠懸邑に移し、磯堅城神籬を立て、齋ぎまつり給ひしは、即ち禮の現はれたものである。此の如く我が國は、彼れこれと教へ立てめいた事はなかつたけれども、所謂不言實行の國で、その道徳的事實は、既に遠く神代より儼存して居たのである。即ち「言擧げせぬ國」であるけれども、「言靈の幸ふ國」であつたのである。

2 儒教と國民意識の整理

我が國上代の國民は、前記の如く、明かに道徳的事實によつて生活したのであるが、それは従來の風習を繼承する自然的倫理にして、未だ組織的の倫理的觀念があつた譯ではない。けれども、かゝる事實の既にあつた處であるから、一度儒教が傳來するや、頗る長足なる道徳的進歩をなしたのである。即ち我が大和民族は、儒教の教ふる所によつて、従來實行してゐたことが、忠孝仁義の道徳に叶ふ所以を知り、その他、日行爲の心得たるべき觀念を教へられ、これによつて従來の漠然たる倫

理意識を整理し、混沌たる従來の我が國民精神にも、嚴として犯すべからざる權威あることを知り、ここに民族的自覺を生じ、國民的獨立の精神を發揮するに至つた。即ち應神天皇の二十八年秋九月、高麗の國から朝貢したとき

高麗の王、日本國に教ふ(『日本紀十』)

と書いた國書を奉るや、太子菟道稚郎子尊は、

その表を讀みて之れを怒り、高麗の使を責むるに、表狀の無禮なるを以てし、則ちその表を破る。(同上)

とある如きは、明かに儒學の影響にして、我が文化の發達せる結果、國民的獨立の精神を發揮せる例證である。また太子菟道稚郎子尊とその御兄君たる大鸕鷁尊とが、互に皇位に登り給ふことを譲り給ひし(『日本紀』十一、仁徳天皇紀)如きも、謙讓以て兄弟相敬愛すべしとする儒教思想の感化である。

3 聖徳太子の族制改造

また彼の聖徳太子の如きは、佛教によつて制度の革新をなし、國家の基礎を確定せんとせられたのであるが、禮を以て本となし、信を以て義の本となし、或は天地四時の序に従ふべしとせらるゝ如きは、全然儒教の思想である。即ち太子の立てんとせられた新主義には、大に儒教の思想が入つてゐるのである。故に推古天皇の十一年に、太子が制定せられた冠位の制の如きは、徳の位が佛教思想に因んでゐる丈で、他は全然儒教の徳目に因まれたものである。即ち『太子傳曆』に

太子初めて五行の位を制す、徳仁義禮智信、各々大小あり、合せて十二階なり、徳は五行を攝す、故に頭首に置く、群臣大に悦ぶ(上卷)

とあるのがこれで、實に當時に在りては一大改造と曰はねばならぬ。

これにも増して尙ほ重大なのは『十七憲法』である。こは太子の肇めて制定せられたもので、名は憲法であるけれども、實はこれが當時の社會に取つては、最も必要な法律であつたのである。即ち太子はこの法律を制定して、當時の豪族、大伴氏、

物部氏、蘇我氏等の閥族の横暴を抑制せんとせられたのである。故に名は憲法であるけれども、實は一種の法律であつたのである。今その思想の内容を知るに便する爲め、『日本紀』によつてその全文を左に掲示する。

- 一に曰はく、和を以て貴しとなす。忤ふことなきを宗とせよ。人みな黨あり、亦達するもの少し。是を以て或は君父に順はず、乍は隣里に違ふ。然れども上和し下睦びて、事を論ずるに諧ふときは、則ち事理自ら通じ、何事か成らざらん。
- 二に曰はく、篤く三寶を敬せよ。三寶は(佛法僧なり)則ち四生の終歸、萬國の極宗なり。何れの世、誰人か、此の法を貴ばざる。人尤だ悪きもの少し。能く教ふれば之に従ふ。それ三寶に歸せざれば何を以てか枉を直うせん。
- 三に曰はく、詔を承けては必ず謹め、君は則ち天、臣は則ち地なり。天覆ひ地載せて、四時順行し、萬氣通ずることを得。地、天を覆さんと欲するときは、則ち壤を致すのみ。是を以て君言へば臣承り、上行へば下靡く。故に詔を受けて

は必ず慎め、謹まざれば自ら敗る。

四に曰はく、群卿百僚、禮を以て本とせよ。それ民を治むるの本は禮にあり。上禮せざれば下齊はず、下禮なければ必ず罪あり、ここを以て君臣禮あれば位次亂れず、百姓禮あれば國家自ら治まる。

五に曰はく、餐を絶ち欲を棄て、明に訴訟を辨ぜよ。それ百姓の訟は一日千事、一日尙然り。況んや累歳をや、このごろ訟を治むるもの、利を得るを常となし、賄を見て讞を聽る、便ち有財の訟は石を水に投ずるが如く、乏者の訴は水を石に投ずるに似たり、これを以て貧民は則ち由る所を知らず、臣道も亦焉に於いて闕く。六に曰はく、惡を懲し善を勸むるは古の良典なり。是を以て人の善を匿すことなく、惡を見ては必ず匡せ。それ詔詐は則ち國家を覆す利器たり、人民を絶つ鋒劍たり。亦佞媚のものは上に對しては則ち好みて下の過を説き、下に逢へば則ち上の失を誹謗す。それ此の如き人は皆君に忠なく民に仁なし。これ大亂の本なり。

七に曰はく、人各々任あり。掌ること宜しく濫れざるべし。それ賢哲、官に任ずれば頌音則ち起り、姦者、官に在れば禍亂則ち繁し。世に生れながらにして知るもの少し、尅く念とて聖となれ。事大小となく人を得れば必ず治まり、時緩急とな

賢に逢へば自ら寛なり。これに因つて國家永久にして社稷危きことなし。故に古の聖王は官の爲に以て人を求め、人の爲に官を求めず。

八に曰はく、群卿百僚早く朝し晏く退け。公事監なく終日盡き難し。是を以て遅く朝せば急なるに逮ばず、早く退かば必ず事盡きじ。

九に曰はく、信はこれ義の本なり、毎事、信あれ。それ善惡成敗、信に在るを要す。群臣共に信あらば何事か成らざらん。群臣共に信なくんば萬事悉く敗れん。

十に曰はく、忿を絶ち瞋を棄て、人の違ふことを怒らされ。人皆心あり、心各々執あり、かれ是なれば則ち我非なり。我是なれば則ちかれ非なり。我必ずしも聖ならず、かれ必ずしも愚に非ず。共にこれ凡夫のみ。是非の理詎ぞよく定むべけん。

相共に賢にして愚なること、鑲の端なきが如し。これを以て彼の人顯ると雖も、

十一に曰はく、功過を明察し、賞罰必ず當てよ。このごろ賞は功に在つてせず、罰

は罰に在つてせず。事を執るの群卿、宜しく賞罰を明かにすべし。

十二に曰はく、國司、國造、百姓を斂とること勿れ。國に二君なく民に兩主なし。

率土の兆民、王を以て主となす。任ずる所の官司、皆これ王臣なり。何ぞ敢て公

と與に百姓に賦斂せんや。

十三に曰はく、諸々の官に任ぜらるるもの、同じく職掌を知れ。或は病み或は使ひ、

事に關くることあり。然れども知るを得る日は、和して曾て識る如くし、その與

り聞かざるを以て、公務を妨ぐることなかれ。

十四に曰はく、群卿百僚、嫉妬あることなかれ。われ既に人を嫉まば人も亦われを

嫉まん。嫉妬の患はその極を知らず。所以に智、己に勝るれば悦ばず、才己に優

れば則ち嫉妬す。ここを以て、五百歳の後、乃ち賢に遇ふとも、千歳を以て一聖

を待ら難し。それ聖賢を得ずんば、何を以てか國を治めん。

十五に曰はく、私に背きて公に向ふはこれ臣の道なり。凡そ人私あれば必ず恨あ

り。憾みあれば必ず同ぜず、同ぜざれば則ち私を以て公を妨ぐ。恨み起れば則

ち制に違ひ法を害す。故に初章に云ふ、上和下睦とはそれ亦是の情なる歟。

十六に曰はく、民を使ふに時を以てするは古の良典なり。故に冬月間あれば以て民

を使ふべし。春より秋に至る農桑の節は民を使ふべからず。それ農せざれば何を

か食み、桑せざれば何をか服ん。

十七に曰はく、大事は獨斷すべからず、必ず衆と共に論すべし。小事はこれ輕し、

必ずしも衆とすべからず。唯大事を論するに速んでは、若しくは失あらんことを

疑ふ。故に衆とともに相辯するときは、辭則ち理を得ん。

今この憲法の思想を見るに、第一條と第十五條とに、上和下睦の語が二度までも

繰り返されて居るが、これ太子執政上に於ける唯一の目的で、四海平穩、萬民和樂の生活が、太子の理想であつたのである。而してこの目的を達せんが爲め、第二條に於て「三寶は四生の終歸、萬國の極宗なり云云、それ三寶に歸せずんば、何を以てか枉を直うせん」と説き給ひ、佛教を以て上和下睦を致す所以の根底とし給ふたのである。

次にその用語を見んに、第三條は君臣の分を説くに『周易』の思想を以てし、第四條は禮讓の要を説いたものであるが、その思想は『禮記』、『孝經』等に胚胎し、第五條は利慾に迷ふものを誡めたものであるが、その語は『文選』の文に出て、第六條の徵惡勤善の語は『漢書』賈誼傳にあり、而してその詔詐を戒められた全體の文案は或は『論語』の文體によられたものであらふか。又第七條は修養を論ぜられたものであるが「世生れながらにして知るもの少し、尅く念ふて聖となれ」とは、『書經』の多方章に「尅く念ふて聖と作る」の語に依られたものである。また第八條は勤勞を奨め

られたものであるが、「公事監なし」の語は、『詩經』の鸛羽及び杖杜の語である。第十二條は有司の私曲を戒められた語であるが、「國に二君非ず、民に兩主なし、率土の兆民、王を以て主となす」の語は、『詩經』の北山章や或は『禮記』の曾子問第七に出てゐる語である。また第十五條は私情を誡め公私の分を明にすべきことを訓へ給ふたものであるが、「私に背き公に向へ、是れ臣の道なり」とは、『左傳』に「私を以て公を害するは忠に非ざるなり」(卷八文公六年)と云ひ、また『公羊傳』に「家事を以て王事を辭せず、王事を以て家事を辭す」など云へる文によられたものである。第十六條は民役時あるべきを定めたものであるが、「民を使ふに時を以てす」とは、『論語』學而第一の語である。また第十七條は衆議の重んずべきことを説かれたものであるが、こは『書經』の大禹謨に「詢はざるの謀は庸ふる勿れ」の語に由られたものである。

以上は『十七憲法』の文辭によつて、その用語の由来を探ねたものであるが、これ

によつて見る時は、其の思想の根柢は佛教にあることは勿論であるけれども、多くは儒教の思想、特に五常の思想によられたものである。而しながらは多く官吏の公務に關する心得を示されたものであるから、當時の實際に於ては、却てこれが必要だつたからであらふ。これを以て儒教に徧するものと云ひ、或は儒教を竊んだものとするのは、未だ當時の實際を知らぬ妄見である。

今は『十七憲法』の是非得失を論ぜんとするのでなく、外來思想特に儒教の思想が、如何に多く我が人心に影響せるかを知らんとするのであるが、只だ茲に注意すべきは、林羅山、新井白石、伊勢安齋、平田篤胤等の儒者國學者等が、太子當時の社會状態の如何には、更に着眼せずして勝手な論評を加へて居ることに就てである。彼れ等が如何に自分等の奉ずる儒教の思想に徧して、無理解なる無謀の書生論を唱へてゐるかは、先づ平田篤胤の論評によつて、もわかる。曰はく、

この既戸皇子、十七ヶ條憲法と云ふ、制目を御定めなされたが、多くは漢様の

胸わろき事ばかりで、煩しく、うつとしいが、其第三條に承諾必謹、君則天之、臣則地之、天覆地載、云云、欲地覆天、則致壤耳云云、とか、れましたが、是はみな漢書の拔詞じやが、それにしても、何と馬子が〇〇〇〇奉つたを、この御憲法の趣では、捨ておかるべき事でない。また第一條に、見惡必匡とも御かきなされたが、なぜに馬子がか、る〇〇〇〇したるを見て、御匡しなされ、牛裂か、磔けにでも御かけなされなんだか、是らすべて、漢様の顔ばかりが賢人がましくて、書に記したばかりが立派なので、山賣の能書を見たやうな事どもでござる。からの書物はみなかうで御座る。また第二條に篤敬三寶、三寶者佛法僧也、則四生之終歸、萬國之極宗也、何世何人、非貴此法云々、不歸三寶、何以直枉と、佛法の事をばかやうに事々しく御かきなされたなれども、神の事をば少しも宣まはず、餘りといへば御不埒でござる。なぜと云ふに、我大御國は神の御國で、天皇は日神の御正統に坐し、現人神とさへ申奉りて、その天下を御治めあそばす御政事の

本は、神事が本で、かの順徳天皇の御抄にも、先神事、後に他事とさへ御記しあそばされたる程のこととて、此事が闕ては、天照大神のお定めにしたがひ、決して相濟ざる深き御謂のあることなるに、聖徳太子、己命は其御子と坐ながら、其大御神の御定めを、〇〇〇じなされて、聊も神の御事をば、十七ヶ條にも宣はぬは、何と御不埒ではあるまいか。(『出定笑語下』)

此の如く『十七憲法』には、崇祖敬神についての文字と、孝悌に關する言葉がない。云ふまでもなく我が邦は建國以來、天皇が庶民に君臨し給ふは、祖宗の遺訓を奉じその大業を繼承し給ふもので、實に我が君權の源は祖宗に發し、又政事の基本は神事に淵源して居るのである。それにも拘はらず聖徳太子は篤胤の云ふ如く一言も崇祖敬神の事を御説きにならぬ。これ誠に奇怪千萬の如くに見ゆるけれども、實はこれ太子御苦心の存する所である。

則ち前記の如く當時の我が社會状態は、大伴、物部、蘇我等の諸氏族が、多大の

土地と人民とを私有して、權勢を懷いて横暴専恣を極め、閥族相競うて到底制御することが出来ないといふ有様であつたが、これ全く族制の上からして、多くの土地と人民とを私有したのに基因して居る。故に氏族の制度を重んじ、特に崇祖の事を懲懲する如きは、横暴専恣の氏族をして、益々權勢を強からしむる所以であつて、固より策の得たるものでない。太子は深くこれを心配し給ひ、事の茲に至りしことに着眼し給ふて、さてこそ崇祖の文字を避けられて、易理を援引して君權を説き、以て氏族の専横なる因習を打ち破り、帝權の擴張を計り給ふたのである。尙ほ一つ注意すべきは、太〇の國家を統一せんとせられたことである。則ち太子は國中の土地人民を合して一の團結となし、此の團結の爲めには一氏族の利益を犠牲とすべき義務あることを、儒教の説を假りて説示せられたのである。第四條に「百姓禮あれば國家自ら治まる」と云ひ、第五條に「百姓の訟」と云ひ、第六條に「人民」と云ひ、第七條に「國家永久にして社稷危きことなし」と云ひ、第十二條に「國司國造百姓

を斂する勿れ、國に二君非ず、民に兩主なし、率土の兆民、王を以て主と爲す、任する所の官司、皆是王臣なり、何ぞ敢て公と與に百姓に賦歛せんや」と云ふ如きは皆これ國中の土地人民を擧げて一團結と見る思想であるが、此の思想の淵源は前記の如く儒書の思想に胚胎したものである。

就ては今我邦古代の社會制度を一瞥せんに、所謂氏族制度であつて、皇族或は功臣又は土着の酋長が、姓氏を賜はりて土地人民の私領と世襲とを許され、各自職能に依つて朝廷に任へ、或は地方の治民に與かつたのであるが、其各氏は又中小幾多の氏に分れ、その氏には各々氏上ありて、氏上は氏中の人民を治め、たとひ天皇と雖もその氏の民に對しては、直接命令を下し給ふことはなく、必ず氏上を経由せられると云ふ有様で、天皇が直接統治し給ふ人民は御名代の民、歸化及び没收の民より外にはなく、また土地も御縣屯田より外にはなかつたのである。尙ほ換言すれば天皇は總氏上にましまして、天皇の下に幾多の氏が存し、公民としては御名代及

び歸化、没收の民以外になく、他は皆諸氏の私民として許して在つたのである。故に私民は事實上天皇と氏の酋長との兩主を戴いて居た譯である。こは孝徳天皇の大化二年正月に下し給へる大詔に

昔在、天皇等の立て給へる子代の民、處々の屯倉、及び別臣、連、伴、造、國造、村首が所有せる部曲の民、處々の田莊を罷む云々。(『日本書紀』孝徳天皇紀)と宣はせて、諸氏が私領の土地人民を廢せられたに徴しても明かな處である。此の如く古代の社會組織では諸氏の酋長が私民土地を領有して、或は朝廷に事へ或は地方を治むると云ふ風であつたが、思想未だ純潔、加ふるに神勅柄として下民を照らし、天神の宗家のみ天位にゐますべきなりとの觀念が、國民の腦裏に深く印せられた爲め、頗る緊密なる國家體裁を持続し、天皇は總氏上として諸氏を總覽あらせられたのである。然るに年を経るに従つて諸種の思想が生じ、加ふるに諸氏の勢力漸次強大となり、遂に敏達天皇の御世頃よりしては、大伴、物部、蘇我等の諸氏は、

富貴勢力殆ど皇室にも比すべき様となり、互に權勢を張り私曲を事とし、專恣を極め横暴至らざるなく、畏くも天位爲めに累卵の危きに至つたのである。

聖德太子乃ち此の渦中に立つて攝政事を統べ給ひ、深く軫念遊ばされて、國家統一の大業を企劃し玉ひ、特に百姓、國家、人民等の文字を用ひて、一般人民は悉く國家の一員にして、民は上下の別なく皆王民なることを明し玉ひ、以て「國に二君あらず民に兩主なし、率士の兆民王を以て主と爲す、任する所の官司も皆是れ王臣なり」と喝破して、斷々乎として當時の社會組織を改造し、因習久しき諸氏の專横を抑制し、君臣の分を明にして國家を統一せんとせられたのである。太子を難ぜんとするものは、種々の論評をしてゐるが、此の如く『十七憲法』は、當時の社會制度を釐革し、國家統一の大業に着眼せられたもので、其の各條項は皆爲政者の公務に於ける私人的德義に關する條項のない譯である。太子を難ぜんとするものは、これ等の遠い

御苦心の存することも知らずして、所謂小人の心を以て君子の心を忖度し、新井白石の如きは太子は諸惡莫作の佛教を弘めん爲の方便に『十七憲法』を制定したに過ぎぬと云ひ、また安積良齋は儒教の道德説を剽窃して、治世の用に供したのだなど云ひ、また篤胤の如きは前記の如き批評をしてゐるけれども、想ふに感情に制せられた俗論であつて、太子の眞意を得たものでない。蓋し我が邦の道德は、聰明なる太子の識見により、漢土儒佛の文明を吸收して、佛に偏せず儒の偏せず、探るべきは探りてこれを用ゐられたが爲め、混沌たる道德意識は漸く整理せられ、國家は當に盤石の堅重を致し、國民意識の鮮明を來す様になつたのである。

4 國民的自覺と外交の發達

儒教傳來以後我が國民が、國民的自覺を生じ國家の權威を表彰したことは、太子時代に隋と交通した文書によつて知ることが出来る。則ち推古天皇の十五年七月、大使小野妹子を遣はし、隋と修交せられた。妹子の外交的手腕が、如何なる程度

ものであつたかは不明であるが、翌十六年四月妹子の歸朝する時には、隋は裴世清等十二人の使者をして、我が國情を視察せしめた。太子その時裝飾せる船三十艘を浮べてこれを難波に迎へしめ、諸王諸臣をして悉く金色の髻華を著け、其の服裝また錦紫繡織、用ふるに五色の綾羅を以てせしめ、あらゆる莊嚴華麗を盡くして、使臣をして我が文化の盛なるに驚かしめられた。

この時隋の國書に、「皇帝、倭王に問ふ」云々の語があつたのを御覽になつた太子は、隋何ものぞとの御考へがあつたものか、其の返書の冒頭に記して

東の天皇、敬んで西の皇帝に白す云々(『日本紀』二十一)

とせられた。高邁の氣、自尊の風が、勃々言辭の外に溢れて居る。云ふまでもなく、これは太子の英明なる御見識の現はれたものには違いないが、又一つには十分漢土の文明を吸收咀嚼して、次で國民的權威を自覺し、我が文明を發揚せんとし給ふた、御精神の現はれたものである。果然隋帝は之れを見て悦ばなかつた。この事を『通

鑑綱目集覽』には、

隋煬帝大業四年戊辰三月、倭國入貢す、倭王書を遣はして曰はく、日出處天子書を日没處天子に致す。恙なきやと。帝これを覽て悦ばず

と書いて居る。之れは如何にも左様であつたかと思はれる。何分にも矜驕一代を空うする煬帝に對して、堂々と眞正面からして、對等以上の態度を以て修交せられたのであるから、心持よく思はなかつたのもその處である。

而して煬帝は、この英邁卓犖なる我が國の態度に、渺からず肚膽を抜かれた形であつて、雄渾氣膽なる我が國威に驚いたのである。太子の外交の堂々として鮮かなる、實に此の如きものがあつたのである。蓋しこれ皆儒教の傳來によつて、漢土の文明を吸收して、國民的自尊の思想を生じ、國家の權威を自覺せる結果である。儒教は實に我が民族をして、此の如く優秀なる國民となしたのである。

以上の外尚ほ、儒教の我が國に影響せることで、忘るべからざることは、聖德太子の修史の事業である。即ち『日本紀』の推古天皇の二十八年の條に、左の記事がある。

皇太子、島大臣と共に之を議し、天皇記及び國記、臣、連、伴、造、國、造、百八十部並びに公民等の本記を録す。

と、是れ我が國建國以來修史の事ある最初の記事であるが、是れによつて見る時は太子早くも國家の生命とも云ふべき史學の必要を認め給ひ、自ら之れが編纂に従事し給ふたのである。その卓見實に千古に超越し給へるものと云ふべきであるが、是れ又儒教の影響與つて力を致せるもので、我が文明は既にその事業を後昆に傳へんとせるまで、進歩してゐたのである。唯だ惜むらくばその書、後に蘇我入鹿の變に際して悉く烏有に歸して後世に傳はらぬ事である。

6 我が文化史と儒教の影響

前記の如く聖德太子の『十七憲法』は、當時の社會組織を革正して、因習久き氏族制の弊害を改造をせんとせられたのであるが、太子蚤く世を去り給ひし爲め、その所志中ばにして止んだけれども、その思想は後代に繼承せられ、遂に孝德天皇の大化の新政となり、また繼いで天智天皇より文武天皇の御時代の律令格式の大成となり、永く我が國制度の淵源となつたのであるが、これ皆漢唐の文明に準據せられたもので、當時に於ける儒教の勢力は、頗る重大なるものがあつた。爾後これ等の律令格式は、大同小異の削補が行はれたけれども、永く國家の法典として行はれたその大綱は幕府の終りまで續いたのであるが、是れに由つて之れを観るときは、我が國實際事實の上に於ける漢唐文明の影響は、實に偉大なるものがあると曰はねばならぬ。而して漢唐文明の中心は、儒教によるものなることを思はゞ、我が國文明の一半も、又儒教の力の影響と曰はねばならぬ。

以上之れを要するに、我が國民の道德は、儒教傳來以後第一期に於て、漢土の文

明に影響せられ、第二期に於て唐土の文明の影響を受け、以て律令格式を大成し、永く儒教の國家主義的の道徳を奉じて來たのである。よし世はたとひ武家の幕府によつて、政權を握られたことがあつても、天に二日なく國に兩主なし、普天率土王民王土にあらざるなしとの觀念は、寸睫の間と雖も國民の腦裏を離れざりし爲め、遂に儒教を中心として種々の思想と打つて一團とせる、一種の國民的氣風則ち士風を大成したのである。その後、徳川時代に至り、宋代哲學の影響を受け、思想界は萬葉の花一時に開くが如き殷賑を極め、甲論乙議殆んど應接に遑がないけれども、これが爲め國家を殆くするが如きことなく、却つて永く修養し陶冶せられた國民は、遂に反省の機を得て、國民的權威を自覺するに至つたのである。細小些末の點に於ては、種々の餘弊の指摘すべきものもあるも、大體に於て儒教は我が國に善影響を與へてゐる。

初傳の佛敎と我が文明の發達

一 當時の社會狀態

佛敎が初めて渡來したのは、欽明天皇の御代と云ふことになつてゐるが、『扶桑略記』には繼體天皇の神代に、司馬達等が大和に居つて布敎をしたと云ふ事が書いてある所から察すると、既に欽明天皇以前に我國に傳つてゐたものと見える、欽明天皇の御代に公式に朝廷へ獻ぜられたものであらふ。佛敎渡來當時の我が社會の狀態を察するに既に建國以來治平久しく相續き、國家團結の基礎であつた族制的結合は漸く弛緩して、諸氏の大氏上は互に閥をなして相競ひ、其勢力の強大なる、決して侮るべからざる有様となり。又單純なりし古來の傳習的民族意識は、儒敎によつて漸次に整理せられて居たけれども、亦之れに伴つて種々韓漢の事物も新に輸入せ

られ、従つて種々の思想も生じ、唯に神威を畏み禍福を祈るのみなりし現世的の國民意識は、漸く懷疑の目を擧げんとする有様であつた。即ち當時諸大氏上の中最も勢力の強大なりしものは、大伴、物部、蘇我等の三氏であつて、大伴、物部の二氏は職として兵馬の事に當り、蘇我氏は主とし内外の政事を司り、互に相競争して居つたが職制上の關係から、蘇我氏は自然に海外の事情にも通じ、其の思想も比較的新進の傾きがあつたけれども、大伴、物部の二氏は武事を職とせるが爲め割合に海外の事情に闇く、其思想も自ら保守的に傾いて居た。加之仁賢帝の崩後、皇別の二氏、平群眞鳥が不軌を圖り、大伴金村に滅亡せられて以來、皇別諸氏は幾分神別諸氏を壓する傾きがあつた。而して大伴、物部二氏は神別諸氏の氏上であり、蘇我氏は皇別諸氏の棟領であるから、勢ひ當時の朝廷が神皇二別の競争となり、蘇我氏歩保守の兩黨對立の觀があつた。

二 佛教拜不の議と兩黨の軋轢

此時に當つて佛教は外蕃の神の教へとして輸入せられたのである。海外の事情に通じ比較的進歩せる思想を有せる皇別の蘇我氏は之を奉ぜんと云ひ、神別の大伴、物部諸氏は其の保守的の見解よりして之を排斥せんと云ひ、兩黨は明に對争の姿を現はした。今其模様を案するに、百濟の表文の奏上せらるゝや、天皇は之を聽き給ひ使者に詔し給ひて、

朕昔よりこりかた、未だ曾て是の如き微妙の法を聞くことを得ず、然して朕自ら決せず、乃ち群臣に歴問す(『日本紀』十九)。

とて、拜不の事を群臣に議り給ふた。時に神別諸氏に對して不快の感情を持て居り、且つ進歩的思想を有して海外の事情に通ぜ、蘇我稻目は奏して曰はく、

西蕃の諸國、一に皆之れを禮す、豊秋日本豈獨り背かんや(同上)

と、然るに神別諸氏にして保守の見を有せる、物部尾與中臣鎌子は奏して曰はく我國家の天下に王たる者、恒に天地社稷百八十神を以て春夏秋冬の祭拜を事とな

す、方今改めて蕃神を拜すれば、恐らくは國神の怒を致さん(同上)。
 と、此に於て天皇は情願人稻目に下し賜ふて、試みに拜せしめんと宣ふて、之を稻目に授け給ふた。稻目欣悦して之を小懇田(大和田)の高市郡)の家に安置して、向原の家を淨捨して寺とした。處が其の後國中に疫病が流行し民多く天死して益々猖獗せるが爲め、尾興鎌子は之を以て國神の祟りとなし、其趣を奏上したから、天皇は有司に命じ給ひて、佛像を難波の堀江に投じ、伽藍を燒燼せしめ給ふた。是れより物部、蘇我の兩氏は益々相軋するに至つたのである。佛教傳來によりかく兩黨對立して、朝廷兩議を生ずる所以を察するに、一面には前記の如く職制上の原因から、物部蘇我の二の大氏が、相反目せるにも由るのであるが、又他の一面に於ては佛教が宗教たりしが爲めにもよるもので、國民が佛教を批判した例證であらう。

三 佛教興起の所以と其教義

1 佛教の興起と印度の社會

就ては先づ佛教興起の由來と、其根本思想に付き一言せんに、佛教の初めて印度に起つたのは、殆んど二千四百有餘年前にして、我が歴史の紀年にして錯誤なしとせば、恰も懿徳天皇の頃に當つて居る。

如何にしてこの教が印度に起つたかと云ふに、元來印度は世界文明の古國であるが、其文明を醸成せる民族は吠陀族即ちアーリヤ民族で、此アーリヤ民族は吠陀神話を中心とせる民族である。此民族がアーリヤ地方より東征して印度に移住し勢力を占むるに至るや、自然現象の美妙にして偉大なる力を觀じ、茲に吠陀神話を生じ、又其神話は種々の文學、美術等を産み遂に煥然たる一大文明を興起したのである。而して上古民族の發展する過程上何れの民族にも共通現象として見る所の征服者と被征服者との關係は、茲に貴族と賤民との別を生ずるのであるか、印度に於ても亦此の例に洩れず西紀前八九世紀頃よりしてブラーハマナ(婆羅門、僧族)クシヤトリ

ヤ(刹帝利、王種)キシユヤ(吠耆、農商)シユードラ(首陀羅、奴隸)の四階級を生じた。ブラーハマナ (Brahmana) は祖先の祭式を司どり、敵の降伏を祈禱し勝利を神に感謝する等、主として祭式神事を其本務とする階級で、即ち婆羅門族である。又クシヤトリヤ (Kshatriya) は出でて敵地を侵略し敵の襲來を防ぎ領土を守護する等、武事を事とする種族で此れ所謂王種にして我が國の武家士族と同じものである。又キシユヤ (Vishya) は農耕、牧畜、商賈工作等を生業とする階級で我國の農工商(所謂町人)に當つて居る、シユードラ (Sudra) は所謂穢多非人の類にして奴隸として使役せらるゝものである。以上は所謂印度の四姓種であるが、此中、上三姓は大體に於て征服者たるアーリヤ族であるが、就中ブラーハマナ即ち婆羅門族は其職制的關係上他の二姓よりも其學問技藝が優秀なりし爲め四姓中の第一位に居つて最も偉大なる勢力を以て居たのである、かくして婆羅門族は武骨なるクシヤトリヤ、林訥なるキシユヤ、賤弱なるシユードラの上に居りて、自ら梵

天、神知の天啓に預かることを得るものなりと稱し、傲然として萬民の上に威を振ひ年所を経るに従つて其靈害は甚だしきものがあつた。然れども其職制上主として精神的方面に携はり其文學、美術、哲學等を發達せしめ、印度文明の霸權を握れる爲め他姓のものは之を如何ともするに由なく遂に社會上優秀の地位を占め宗教上の實權は全く婆羅門族の宗教の如くなり、其神話は漸次發達して祈禱、供儀、禮拜等の宗教的形式を具すると共に遂に一轉して僧侶的宗教となり所謂婆羅門教と名づけらるゝに至つた。此の如く吠叱神話の儀式は僧侶的宗教となり成立宗教の形體を具へ整然たる宗教的面目を發揮するに至つたけれども、それは只だ從來の民族神話が一進轉をなせるのみなる爲め、其中心思想たる梵の觀念は、從來彼等の根本觀念たりし梵 (Brahma) の思想が進化したるのみのもので、宇宙の本體、我の根本なりと信ぜられ無上絶対の權威を有するものと考へられ、其教權は強烈なる威力を以て印度國民の上に臨み何人と雖も之を犯すことの出來ぬ神聖なものと思はれ其階

級的の社會組織も此の信仰の上に築かれ、之を如何ともすることが出来ぬといふのが當時の實際状態だったのである。而して此婆羅門教の極盛時は西歴紀元前五世紀の頃にして紀年の上には誤りなしとせば實に我が緩靖、安寧、兩帝の頃に當つて居る。然るに此時、西歴紀元前約四百七十五年即ち我紀元約百八十三四年に大聖釋迦牟尼は王族釋種より身を挺して、婆羅門思想の矛盾撞着を看破せられ、其階級的社會制度の弊害多くして誤れる所以を喝破して、諸法無我、諸行無常の理を唱へて梵我實有の説を破し、又無差別平等の教へを説きて階級制度の誤謬を教へ、以て一面には社會の積弊を改造し又一面には邪宗外道の迷妄を破して無我寂靜の妙法を主張せられた。實に佛教興起の大契機は一面には邪宗邪法を一掃して眞の悟道妙觀に入らんとすると又一面には邪法に支配せられし社會の積弊を改造せんとするとの二大使命を帯びて興隆したものである。

2 佛教の教理と佛陀の人生觀

就ては先づ本論に必要な範圍に於て、蛇足を煩はず其教理の大體を略叙せんに佛教は釋尊佛陀の人生觀に起つて居る。今佛陀の人生觀を觀るに無我は其の根本思想である。抑も此の無我の觀念は何に起因して居るか云ふに佛陀が世間の無常を觀ぜられたのに起つて居る。釋尊未だ太子として加比羅城内に起臥し給ふや、父王淨飯王は太子の爲めに耶輸陀羅姫を迎へて妃となし、其新婚と共に寒暑雨の三時殿を設け多くの宮媛をして太子に侍せしめ給ふた、明眸皎齒臻首蛾眉の美女は左右に侍して謠歌妙舞し、日夜に演奏して色味聲樂、無上の娛樂を併せて之を太子に献じた、此の時に於ける太子の位置は願つて得られざるなく、欲して満たされざるなく、歡娛縱逸全く心の欲する儘であつたが而も太子は念々無常を觀じ且つ救世の大使命を帯び給ひし爲めか聲色娛樂紛々たる中に在りながら、歡樂の裡無限の悲哀をたへ、如何なる婢笑歡娛も心に染まらず動ぜざると千尋の海底平靜なる如く溢れ出づる無限の慈悲心は壓せんとするも抑ゆべからず火光焰々龍の全身を現はさん如くで

あつた。古傳によれば太子恒例によつて城外の耕祭に貢み給ふて諸鳥蟲類を食むを見給ふや、世間の苦觀を禁じ得給はず又嘗て田夫の耕犁に昆蟲を殺すを見給ふや、撫然として長嘆し宣はく

人命甚だ短く憂の長きこと量なく日月流るゝこと早く、出息報せず、就く後世に於て、天人終始す、三惡の苦患稱けて載ふべからず、五趣生死輪轉して際りなく沈没して毒痛喻へ難きを覺らず(『本行集經』)

と又傳ふる所によれば太子一日東城門を出て給ふに老人あり「頭白く齒落ち、目盲し耳聾し、短氣呻吟し杖を執つて僂歩し、中路に住して」居た。太子之を見て宣はく一切衆生皆斯の患あり、人命の速駛する猶ほ山水の流るゝ如し、宿夜逝くと疾く、再び還るべきこと難し

と、後又其南門を出て給ふや病者あり、「腹大にして身羸せ、道側に臥して氣息口を張り命將さに絶えんとす」る有様であつた、時に太子

萬物無常、身あるもの皆苦しむ、生皆これあり何ぞ之を免るゝを得んと長嘆せられた、後又西門を出て給ふに死者があつた之を見給ふに香華を屍上に散布して「家室圍繞し之を擧げて城を出づ、涕淚悲哭、胸を推して呼嗟す頭面塵垢涙下ると雨の如く、何すれぞ我を棄て獨り逝ひて去るや」と悲泣慟哭して葬送する所であつた太子嘆じて宣はく

夫れ死痛ましいかな、精神憐す矣、生當に此の死あるべし

と、又北門を出て給ふに沙門あり、「寂靜安徐、梵行を修し、諸根寂定にしに目妄視せず」と云ふ有様で梵行最も嚴肅なるものであつた太子之を見て嘆じて宣はく

善ひ哉、唯だ是を快となす、是れ吾が樂ふ所なり、心意寂靜、自ら慙んで彼れを度す善業快利甘露の果を成さん

と此の如きは實際あつた事實かどうかは不明に屬するが何れにしても太子の心中は念々無常の感に堪へず物々皆悲哀の種ならざるなく金殿玉樓の榮華も火宅牢獄の如

く花臉細腰の姝女が艶姿も磊々たる原野の糞土の如く何等の感興をも起し給はざるのみならず却つて其醜穢を感じ給ふのみであつた、古傳は此の消息を形容して宮女熟睡の相を述べて居る。其の記す所によるに或は口邊涎を流し、或は齒を齧し、或は口を張り、或は調語し、或は嗚喚し、或は體を亂して羞慚を忘れ、或は不淨を漏らす等誠に冢間の屍の如く醜態汚狀見るに忍びず思はず面を覆はしむると云ふ有様である、太子之を見給ひて爲以らく

不淨惡露、何んぞ負るべきあらん、外飾粉脂も瓔珞衣服も華鬘釵釧も、假りに身を莊嚴するのみ、痴人知らず、横に誑惑せられ、色境界に於て妄りに慾心を生ずと益々世間の不淨汚穢を感じ、衆生が色身に愛着し、纏綿の情を絶ち能はざるを感み、斷然として捨家修行の志を決し、遂に弊履の如く王家を捨て、入山學道の林に精進し給ふた、之れ併しながら世間の無常にして敢果なき事を感じ衆生の之れに執着して、迷惑するを救はんための抑ゆべからざる大慈悲心に起つて居る。而して

此の無常觀は佛陀の人生觀にして佛教々理の大本である。

此の如く佛教は教主釋尊の人生觀たる無常觀につたもので、四諦と云ひ十二因縁と云ひ、皆之れ無常觀に立脚して宇宙一切の相を解釋せんとする者である、又佛教の特色として三法印(或は一法印)と説く如きも、又之れ無常觀に立つて佛教を説かんとするものである、然らば其四諦十二因縁三法印とは何か

3 四諦の説と無常觀

四諦とは世間の一切事相を觀察して四つとなし其真相を觀破して眞理の妙境に悟入せんとする法である。即ち第一には事物の真相を觀察し、第二に其成立の原因を探り、第三には其原因を絶ちたる滅盡の状態を考へ、第四には此滅盡に至る道を講す、尙ほ換言すれば世事に就て苦痛多きを觀じ苦を以て事物の真相なりとなし、此苦を生ずる原因事情を探りて愛欲となし、此の愛欲を滅したる状態を考へこれに至る道を講ずるものである、之を稱して苦集滅道の四諦と名づける、即ち前の二諦觀

は世間一切事の真相で後の二諦觀は修行の理想である。尙之を解せんに業因集りて世間の苦果を成すものなれば生死も苦、老病も苦、怨憎に會ふも苦、愛者に別るも苦、其他一切の事相皆苦ならざるなしとして世間の頼むべからず又この人我の便るべからざるを觀じて、其苦因たる惑業を滅して寂靜の涅槃に入るべしとするのが四諦の理想である、即ち知る其根本原理の無常觀に立つて居る事を。

4 十二因縁の説と無常觀

又十二因縁とは吾人が生死の苦界に沈淪して苦又苦と輪轉して窮極する所なき所以の因果の理を觀する法である、而して之を解釋するに種々の異説があるけれども、今は之を研究するのが主でないから少く措く事とする、古來傳ふる所によれば、過去と現在との關係を示す因果と、又現在と未來との關係を示す因果と、合して二重の因果を示すものとせられて居る而して之に無明、行、識、名色、六處、觸、受、愛、取、有、生、老死の十二種あるにより名づけて十二因縁と云ふのである。無明とは

眞理を知るの明なきもの、稱にして即ち煩惱の總名である、行とは行爲にして善惡の行ひの總稱である、後の有も之れと同體にして只だ名の異なる丈けである、識とは母體に托する初發の時のこと、未だ何等の形體を成さざる時を指す、俗に云ふたましい(靈魂)と相似たもの、後の生も殆ど之と同じ意味である、名色とは僅に形體あり、又多少の心的作用あるも、未だ眼耳鼻舌等の機關の完備せざる時期を云ふ、追ては六處となるべきものである、六處は又六入と云ふ、處とは心識が所依として據入し所縁として生ずる所のこと未だ出産せざるも既に眼耳鼻舌心意の六根を具し、形體の完備せる時を云ふ、觸とは生後外界に對し未だ是非の識別なく、漠然外物に接觸し居る時期を云ふ、受とは外界の事物を感知し苦樂を感受するに至れる時期の事である、以上識より受までは生體發達の順序を明かしたものと見てもよい。愛とは始めて苦を避け樂に就かんとし、私慾を起し取舍の念を起すに至つた時のことである、取とは私慾を増長して種々の慾望を満足せしめんとする時期を指し、前の

愛と共に煩惱の一つである、故に此の愛取の二つは先きの無明と同じものと見ても然るべきものである。

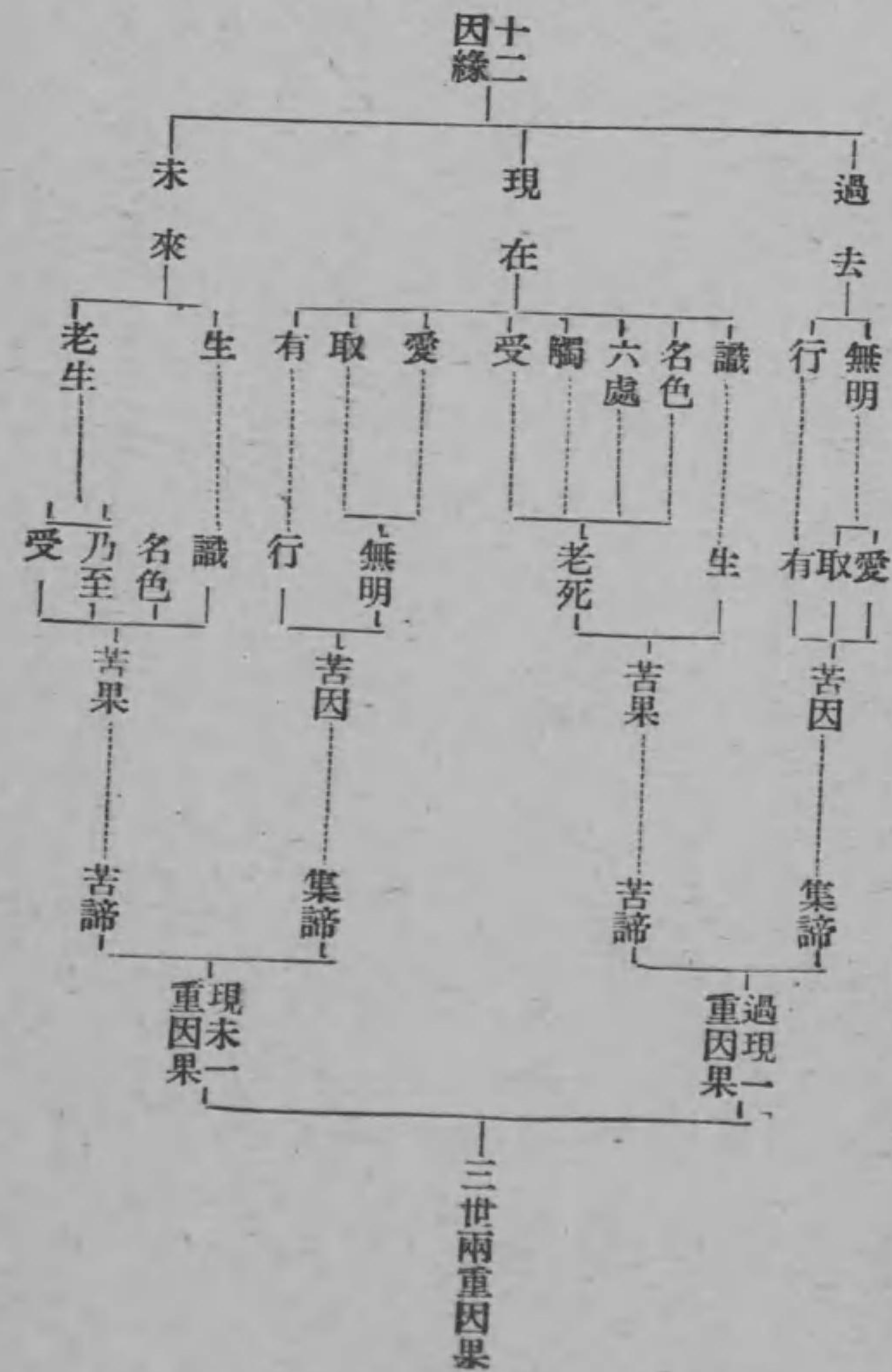
有は先きの行と同じもので愛取の煩惱に由て爲す行ひである、即ち未來の結果を招感すべき、善惡業の成就する事を指した者で、未來の結果を保有するの意味である、生とは出生の事で過去に死すれば現在に生れ、此處に死すれば彼所に生ずる事を云ひ先きの識と同體異名と見ても然るべきものである、老死とは既に生あれば老死の免るべからざる事を指したもので此の中には先きの名色六處觸受の四類をも包含せしめて居る、即ち先には發達の時期につき之を開いて四類となし、今は衰萎の時期につき、合して之を老死に概括したのである。

以上によつて之を観るに識は生と同じく。名色より受までの四類は老死と同じく。而も生老死は現在吾人の免るべからざる苦果であるから、識より受までの五類は苦果である。又愛取の二種は共に煩惱の一種にして、無明と同じく煩惱であり。有

は行と同じく善惡の業であるから、愛より有までの三類は苦果を招くべき原因である。されば過去にも無明行の前に識乃至愛あるべく、又未來にも老死の後に愛取有等のあるべき理であるけれども、今は現在を中心として因果の關係を示したものであるから、過去には只現在の因たる點のみを擧げて過現一重の因果を示して其苦果を略し、又未來には現在より生ずる結果を知らしめん爲め現未一重の因果を示して其の苦因を略したものである。

以上の如く無明行及愛取有は苦因であり、又識乃至愛及生老死は苦果である。故に之を先きの四諦に對配する時は過現一重も現未一重も共に集苦の因果に當つて居るから畢竟苦集の二諦を出でない事となる、尙之を圖示すれば別表の如くである。

表圖緣因二十



以上は時間的に相續して起る因果の關係を、三世に渉るものとして古來行はる通常の説によつて説明せるものであるが、中には又心理的に説明して時間的因果を示せるものでなく、同時因果の關係なりとするものもある、其説によるに、無明とは即ち闇黒にして、此の闇黒が心識發動の傾き即ち行となり、次いで識即ち識別作用となり、此れに對して名色即ち物心の世界がある、而して識と名色とを媒介する六處があり、生あり老死あるを致す所以であるとするのである。是等十二因縁に關する異説の當否は少らく之を措き、今之れが根本原理を察するに、無明等の煩惱に迷惑し之を因として行有の業をなし、生老死等の苦果を受くるものであるから、業苦の因たる無明の煩惱を斷滅すべしとするのであるが、之れによつて見る時は此十二因縁も亦人生を無常とする思想の上に立て居る、即ち人生を以て惑業の結果たる苦界なりとなし、其苦因たる惑業を斷滅し、生死の苦界より解脱して、無我寂靜の涅槃の境に住すべしとするのであるから、主義に於ては前の四諦と異なるなく、全く

人生を無常視して我の頼むべからざるを觀破し、以て無明の煩惱を斷除せんとするものである、之れ十二因縁の無常觀に出づる所以である。

蓋しこの十二因縁は、釋尊が提善樹下の金剛寶座に於て、將に大覺證悟の妙境に入らんとして、苦慮懊惱の極點に達せる時、その胸中に往來した疑雲を拂除せる、その次第順序を一定の形式に現はしたものであらふ。

5 三法印と無常觀

法印とは梵語にムドラー (Mudra) と云ひ、身體の姿勢、手指の屈伸等により、或意味を標章する事であるが佛教では之を以て佛教と外道とを區別する符契標章とするのである、而して之れに三法印と一法印とある、三法印は小乘教の特色で、一法印は大乘教の標章である、此法印は必ずしも釋尊金口の所説ではないが、佛教の特徵とも見るべき點を捕へて、以て佛教と外道とを區別すべき標準としたものであるから三法印によつて原始佛教の要點を知り、一法印に於て大乘佛教の要綱を知る

ことか出来る。

三法印とは諸行無常、諸法無我、涅槃寂靜の三法印である。一、諸行無常印とは即ち現象界の一切萬物を以て無常なりとする事、森羅の諸象變轉常なき有様を諦觀する事である、二、諸法無我印とは現象界の萬物一として永久に個體的存在をなすものなく皆因縁によつて假りに集合するものなりと觀すること、吾人心身の實有を否定して、五蘊の假りに和合せざる者なりとなし、以て生滅變遷して暫くも止住する事なき所以の理を觀破する事である。三、諦樂寂靜印とは釋尊大覺の境にして真理の妙境に名づけたもので其體は不生不死常住安樂の悟界(本體界)である。以上によつて見るに第一第二は苦果の迷界、即ち現象界の真相を道破せるもので時(一)空(二)の間に獨立せる個體の存在を否定せるものである、而して第三の涅槃寂靜印は悟界即ち本體の真相を體觀して生死の苦を出離し寂滅の妙樂を得んとせるもので其由て立つ處は同じく無常の觀念である。

6 一法印と無常觀

一法印とは又實相印とも名づける、實相とは『法華經』に謂所佛の成就する所は、第一に希有難解の法にして、唯だ佛と佛とのみ、乃ち能く諸法の實相を究盡す(方便品)。

云々とあり又『法華玄義』には之を釋して

實相の相は無相不相なり、不相無相なるを名づけて實相と爲す、此れ眞實破壞すべからるに從つて名を得(卷第八)

とあるもので、一切の諸法本然平等にして變易あることなく、森羅の諸象即ちこれ一實法性の顯現にして、無生、無滅、無去、無來、無染、無淨、無増、無減常如にして虚妄無く變易無く本來一如の妙境に名づけたものである。故に一如と云ひ、眞如と呼び、法性と説き、實相と名づけ、又實際と云ひ、妙空と云ふも、只だ名を異にするのみで、其體既に同一の者である。即ち『大智度論』に所謂眞如も法性も實際

も、三者別のものではなく、皆諸法實相の異名だ(同書三十二參照)とある者之れである、即ち一法印とは生滅一異斷常去來。有爲轉變の諸法に就ひて、中道一實の妙法を觀得し、又非有非空の妙諦を觀得して所謂圓融三諦の妙境に入ることである。而して圓融三諦の境に至れば、天然の性徳法爾自然の妙諦にして、宇宙の事相悉く三諦圓融ならざるなく所謂一境三諦と云ふものである、境とは所緣所對の義で、宇宙の一切事物皆悉く包含して名づけた者で吾人の六根は云ふ迄もなく、春爛漫の櫻花も一境なれば秋瀟瀟の紅葉も一境であり、又千重を通ずる川も雲表に聳ゆる山も、日輝き月光り、雷電怒り風雨叫ぶも、又寒暑去來し四時相繼ぐも共に一境ならざるなく、又禽獸相搏ち虫蟲相食むより、人生一切の事象、喜怒哀樂の情事に至るまで凡べて一境と名づけられないものはない。而して之等の諸相其儘が直ちに即圓融三諦たる處が、即ち一境三諦の義趣である、故に必ずしも差別の事相を平等の理性に歸せしめて後、始めて一味なり平等なり絶對なり一如なりと云ふのでなく、事象

の當體其の儘が三諦融即の妙理であるから直ちに絶對たり又平等たるのである。
 尙ほ換言すれば現象も實在も、共に圓融無碍の三諦であるから、事と理とは畢竟
 無二にして別のものではない、されば事にして差別ならば理も亦差別なるべく、理
 にして平等ならば事も亦平等なるべく、平等と云ひ差別と云ひ、決して事理の兩者
 を限りて附すべき語でない、即ち事理相即なるが爲め、現象の外實在なく、實在の
 外現象なく生滅去來其儘が、直に常住不變の本體であり、柳綠花紅其儘が直ちに法
 性常住の妙境である、茲に至つて生死即涅槃、煩惱即菩提の妙觀顯然として了諦し
 尙進んでは當に事理の相即を觀するのみならず事と事と融即する所以を觀じ、重々
 無盡の事を無碍觀に至つて其の人生觀は頗る高妙深遠なるものとなるのである。
 此の如く神教々理は頗る深遠なる教となつたのであるが而も其の終始一貫して變
 ぜざる處は、如何に深遠なる教へとなり如何に高妙なる説を教へても人生を以て無
 常なる者となし、人我の苦界より解脱して無我の妙境、即ち涅槃の境に至らんとす

ることである。法性と云ひ、眞我と云ひ、妙空と云ひ、又大我と云ひ、眞如と云ふ
 も畢竟無常無我の思想に外ならぬ、即ち佛教は無常觀に依つて世間に執着する心
 を破し、無我觀に依つて人我の迷妄を滅し以て吾人を苦界より解脱せしめ涅槃の境
 に置かんとするのである。

而して小乗教に於ては寂滅無爲を以て涅槃となし灰身滅智を以て常住不變の理想
 となし、大乘に於ては大我妙空を以て涅槃となし法性眞如の妙境を悟了し相即觀に
 住するを以て理想とする點に差があるだけである、而して此の世界を以て無常不淨
 となし、人生を業苦の境となす思想は自ら道德上に現はれて、茲に脱苦與樂を主義
 とする思想が起つて來たのである、慈悲の思想即ち是れである。

7 佛教道德と慈悲

慈悲は佛教道德の根本にして又其生命であるが、主とする所は與樂拔苦にある、
 即ち慈は愛念與樂の義、悲とは憐傷拔苦の義にして慈悲は衆生を愛憐して其の惡を

破し、以て諸苦を除き安樂を與へ佛陀の光明によつて諸善萬徳を修せしめ、清淨安樂の生命を與へんとするものである、されば佛教に於ては慈悲を以て人間道德の骨目、人倫一切の善本、萬徳諸善の源泉として居る。即ち『涅槃經』梵行品によるに一切の聲聞、緣覺、菩薩、諸佛如來の所有善根は、慈を根本となす。善男子、菩薩摩訶薩よ、慈心を修習して能く是の如きの無量の善根を生ぜよ。

とあり、又龍樹菩薩の『十住毘婆娑論』には
般舟三昧及び大悲は、諸れを佛の家と名づく、此の二法より諸の如來生ず、此中、般舟三昧を父となし、又大悲を母となす、復次に般舟三昧は是れ父なり、無生法忍は是れ母なりと、助菩提の中に説く如し、般舟三昧は父、大悲無生は母、一切諸の如來は、此の二法より住す云々

とある、蓋し慈悲は一切諸佛菩薩の功徳の根本にして常行道定(即般舟三昧)と對して其母となるもので實に諸行の基本、諸徳の伏藏、萬善の趨歸する處であつて、

佛敎道徳に於ける主要隨一の徳である

此の如く慈悲は佛者信行の根源にして、救濟感應の當體である。されば菩薩の總願と稱せられ佛敎生活の大理想たる四弘誓願も、釋尊五百の大願も、彌陀四十八の大本願も、藥師十二の大願も、皆此の慈悲の思想の湧出せるものである。之れ即ち一切の聲聞、緣覺、菩薩、諸佛如來のあらゆる善根は、慈を以て根本と爲すと云ひ、大悲を以て母と爲すと云ふ所以である。

又大乘佛敎に於ては、宇宙一切の諸法を佛の妙用なりと觀じ、全法界を其儘直ちに佛陀の妙用なりとするのであるが、其法界緣起の根本は即ち佛陀如來の大慈悲であるから、宇宙即法界となり、法界は佛陀の慈悲の活動場裡となるのである。即ち大乘佛敎に於ては宇宙も法界も佛陀も共に相即圓融無碍自在と觀じ、無差別平等なる重々無盡の妙境に悟入するのであるが、佛陀は慈悲の全體であるから、宇宙は佛陀の慈悲の全體となるのである。之れ慈悲即法界、法界即佛陀、佛陀即慈悲の思想

である所以にして、『觀無量壽經』に「佛心とは大慈悲是れなり」とある所以である。されば佛陀の無量無限の境界は、唯だ慈悲の一道あるのみで、万善諸行、智慧萬徳、皆此の中に包攝せられて居るのである。『涅槃經』には此の消息を傳へて

若し人ありて誰れか是れ一切諸善の根本かと問はゞ、當さに是れなりと、言ふべし、是の義を以ての故に、慈は眞實非虚妄なり、善男子よ、能く善を爲すものを實思惟と名づく。實思惟は即ち名づけて慈となす。慈即如來、慈即大乘、大乘即慈、慈即如來なり。善男子よ、慈即菩提道、菩提道即如來、如來即慈なり

と云ひ、又

善男子よ、慈はよく一切衆生の爲めに父母と作る、父母は即ち慈なり、慈は即ち如來なり、善男子よ、慈は即ち是れ不可思議なり、諸佛の境界は不可思議なり、諸佛の境界は即ち是れ慈なり、當さに知るべし、慈は即ち是れ如來なる事

を善男子よ、慈は即ち是れ衆生の佛性なり云々

と云ひ、更に又進んで、三寶、四念處、乃至、一切の諸法、及び無量の境界も、みな是れ即ち如來の慈悲なることを説いてあるが、之れ所謂『涅槃經』圓慈の文と稱するもので、慈悲の思想の内容と其の究極の精神とを盡して餘蘊なきものと云ふべきである。此の如く慈悲は、佛敎道徳の源泉として、諸善萬行の根抵となり、又其趣起する所となり、萬徳統一の大本となり、深遠高大なる意義を有し、豐博圓妙なる内容を有し、以て人類の罪苦を解脱せしめて清淨安樂の生命となり、又其修善修徳の力となつて常住不變の理想の光明となるのである。

8 約 説

以上所述の如く佛敎は、印度古來の宗教たる有我的迷見を破し、且其宗教思想によつて組織せられたる社會制度の蠹弊を改造せんとする使命を帯んで起つた敎へであるが、之を初めて主張し給ふたのは即ち敎主釋尊である。而して釋尊は社會の弊

害多く、邪惑の甚だしき處に着眼し給ひ、且つ其原因たる有我思想の迷見たるを觀破し給ひて、此に苦空無常の眞なる事を悟得し、貧富貴賤と云ふも假名にして其實相に至つては萬物皆平等なる所以を觀じ、無我平等の法を説き、與樂拔苦の道を修すべき事を教へ給ふたのである。無我平等と救濟脫苦とは、之れ佛教を通ぜる一貫の思想にして實に佛教の依つて立つ一大原理である。

釋尊の滅后佛教は二分して、一は南方に流布し、一は北方に弘布し、南方に流布せるものは所謂小乗の教にして當時錫蘭、緬甸、暹羅等に行はるゝ處の苦行を重んずる觀苦得道の法となり、又北方に弘布せるもくは所謂大乘の教にして、教理を先きにし次に祈禱戒律を修むる觀空得道の法である。而して最初日本に傳來せるものは所謂北方佛教にして、迦濕彌留、尼波留等より西藏に入り、次いで支那内地に傳はり、南北朝の北魏より三韓に傳へ、而して渡來したものである。

四 懷疑的思潮に對する儒佛の態度

1 佛教初傳前後に於ける懷疑的傾向

此の時我が邦は儒教傳來してより年を開みすること既に二百五十餘年であつて其思想は夙に太古素野の色調を脱し文化の程度も亦昔日の比では無く、思想的方面に於ても實際的社會の狀態に於ても時代の思潮は將さに懷疑的傾向の旺盛ならんとした時で世界各國何れの歴史にも見ると同じく何等かの宗教を容れねばならぬ狀態であつた。

今史實によつて之を證せん、仁徳天皇の十一年茨田の堤を築く時、神誨によつて河伯を祭つたが其御供として選み出だされた強頸、衫子の二人の中、強頸は悲みつゝも神宣を畏みて水に溺れて死んだが衫子は自ら至匏二個を取つて水に投じト謂じて

曰はく、河神之に崇りて、吾を以て幣となす、是れを以て今吾れ來れるなり。必ず我を得んと欲せば、是の瓢を沈めよ、而して合して泛ばずんば、則ち吾れ眞神たるを知り、親しく水中に入らん。若し瓢を沈め得ざれば、自ら偽神たるを知る、何ぞ徒らに吾身を亡さん(『日本紀』卷十八)

と、飄固より沈まず、漂々として浪上に轉じつゝ、水に順つて遠く流れ去つた。是に於て杉子は河伯、神たる靈驗なしとして危く一命を助かつた。又同天皇の六十七年に、吉備中國川鳴河の涯に大虬が居て、其處を往來するものを害し、時人之が爲めに害を被むるものが多かつたけれども、皆其の威力の怪異を恐れて之を如何ともするものがなかつた、時に笠の臣の祖先たる縣守が大に之を憂ひて、前例と同じ様な卜占をして、虬を亡ぼしたとのことである。

之等は史上に現はれた一二の例であるが、此の片々たる事實に依つて察するも、稍知識の勝れたものは強ち衆庶の迷信に同ぜず、漸く眞神偽神の別を斷せんとする

傾向を生じて來たのである、如上の事例の如きは即ち之れが例證で、匏瓠の浮沈によつて神の威力の有無を試み、又靈神の有りや無しやを知らんとする思想の現はれたものと見るべく、時人の思想が漸く懷疑的傾向に趣きつゝある事を證するものである。

然り而して我が國は儒教の傳來によつて、現世的、努力的の道德的觀念を興へられ、自ら反省の楔機を得て、國民的自覺を生ずるに至つたけれども、亦一面に於ては却つて之れが爲め思潮の上にも社會の上にも幾多の變動を生ぜんとして、人心は種々の疑問に逢着し益々懷疑的傾向を深くするに至つたか儒教は現世的、努力的因果を説くのみで、未だ此懷疑的の欲求を満足せしむる教へでない、即ち時代の欲求は何等かの宗教を容れねばならぬ状態であつた事は前に既に述べた處である。

2 懷疑的傾向と佛教弘布の所以

此の時に當つて佛教は其欲求を充たすべき宗教たるの新裝を凝らして傳來し、生

死の無常なる所以を説き無蓋の大悲を以て難思の弘誓を傳へ、無得の光明を以て無明の闇を破し、而して涅槃妙果の覺月を現はし、三世因果の教へを説いて群萌を摧はんとしたのである。されば佛教が進歩的思想を有し、懷疑的傾向を有して、宗教を欲するものにより、多大の歡迎を受けたのは其所と曰はねばならぬ。

今史書に徴するに敏達天皇の御代には六年十一月及び八年十月、並に十三年九月と云ふ風に數々佛教傳來の事實が傳へられて居る。而して其十三年九月の記事によつて見ると、馬子が佛舍利を鐵鏈で打つて、佛徳を試みたところがあるが、これによつて見れば、崇佛黨と稱せられる馬子の徒も、亦佛教の何たるかを試みた者と思へるのであるが、當時の懷疑的傾向が如何に強かつたかがわかる。懷疑時代は人心凡て動搖し易く、常に不安の傾向にあるものだが同十四年春二月頃、惡疫天下に流行し、勢猖獗を極むるや、之れ蕃神を禮拜せるが爲め國神の罰であるとして、排佛黨の守屋勝海の徒、奏して佛法を排し寺塔を燬した。之を只一片の崇佛排佛兩黨の闘

史として見ればそれまでなれど、人心常に動搖し、社會思想の不安的狀態の反影と見る時は、如何に其懷疑的傾向の甚だしかつたかを知る事が出来る。然し佛教は此懷疑的傾向の渦中に入つて、其波浪の影響により起伏興頽はあつたけれども、其の深高崇遠なる教理は、深く時人の歸趨を受け、漸次信仰の中心たるに至つたのである。即ち守屋勝海等が佛殿を毀ち佛像を難波の堀に投ずるや

是の日雲なきに、風ふき雨ふれり、大連雨衣を被れり、馬子宿禰と從行の法侶とを訶責して、毀辱の心を生ぜしむ。(『日本紀』二十)

と云ひ、又後ち惡疫流行して大連等も感染し、勢甚だ猖獗するや

其の瘡を患ふるもの言はく、身焼かれ、打たれ、摧かるゝ如しと、啼泣して死す。老少窃かに相謂つて曰はく、是れ佛像を燒くの罪なり。(同上)

と云つて居る。之れを偶然の出來事となし迷信的事實とするも、當時の一般社會が之を佛教迫害の應報と觀じた點より見る時は只だ一片の偶然的迷信的事實と看過す

べきものでなく、既に佛教が當時の人心に影響を及ぼし、其應報を信じて之を崇敬せんと念を生じつゝあつた、心理状態の反影として見るべきものである。此の如く佛教は神祇家及び武家たる、中臣氏並に物部氏等よりなる一部の保守派から、絶へず迫害を受けしに係はらず、宗教を欲する時代の要求に適ひし爲め、駸々として我が人心に浸入し、遂に我が思想界を風靡して一大勢力たるに至つた。

五 佛教の傳來と社會的生活

1 族制改造と官位の制

今其社會的生活上の影響を考ふるに、先づ第一に擧ぐべきは聖德太子の族制改造である、即ち推古天皇の十一年十二月に冠位十二階を制定せられた事が『書紀』に見えて居る、曰はく

十二月、戊辰朔壬申始めて冠位を行はる、大德、小德、大仁、小仁、大禮、小禮、

大信、小信、大義、小義、大智、小智、并に十二階云々と、而して十二年春正月戊戌朔、始めて冠位を諸臣に賜ふに各差ありと云ふてある。蓋し當時の社會状態は社會學上の所謂氏族時代で、其餘弊將に頂點に達せんとする時であつた。即ち前に記せる如く、蘇我、物部の兩大氏互に相憚り、遂に蘇我氏の勝利に歸してより、其氏長馬子は今や部下の一族を卒ひて一大勢力を擁し、傲然として天下の權柄を恣にするに云ふ有様であつた、總明達識なる聖德太子は幼少よりして此の諸族の黨諍専横を御覽になり、其弊害の激甚なる、實に國家の爲め由々敷一大事なるを嚮はし、銳意これが革新を企圖し給ふたのである。即ち海外の文明盛に輸入せらるゝに及び、從來の族制以外尙ほ官位の制度の存する事を知り給ふや、探つて以て之を社會制度の上に應用せんとし給ふたのが、所謂この官位の制定である。

けれども當時は未だ族制の基礎甚だ堅く、特に蘇我氏の一族が強大なる勢力を保

て居た時であるから、一概に之を破壊して全く純然たる官位の制に改め、極端に人材を登庸して、全然門閥を度外視せんとまでし給ふたものではない。故に其精神は族制改造に在つたけれども、最初に於ては止むら得ず、門閥の高ひものに高位を賜ふたものと思はれる。即ち蘇我の一族なる境部雄麻呂の如きは大徳に進み、中臣連國の如き又物部依網連乙等の如き又大伴連(闕名)の如き小徳に進んで居る(推古天皇三十一年)

さりながら強ち門閥にのみ拘泥せられなかつた證據には門地の低いものでも功勞があれば登庸せられて居る、即ち推古天皇十四年に鞍作鳥が元興寺の佛像を作つて大仁を賜ふた如き是れである。此の如く太子の時代に於ては、氏族の勢力未だ衰へず、大小の諸族に依つて組織せられた社會であつたから、根本的に之を破壊するとは出来なかつたけれども、而も之を改造せんとせられた跡は歴々證することが出来る、十七憲法の御制定の如き、又後孝徳天皇、大化の改新の如き皆この太子の御

心の現はれたものである。

今この冠位十二階の次第を見るに、徳仁禮信義智の順序となつて居るが、仁禮信義智は儒教所説の五常の徳目に準據せられたものと思はれる、されば佛教の影響何れに在りやを疑ふべき有様である。けれども、深く之を察する時は佛教が如何に太子を通して影響せるかを知ることが出来る。即ち先きにも述べし如く、佛教興起の原因は、印度族制の弊害を改造せんとして起つたものであるが、圖らず此の社會改造の精神は、千有百年を経たる後、太子によりて發現せられたのである。即ち太子は佛教の社會觀たる平等觀に立ち、以て氏族制度の悪弊を改造せんとし給ふたのである。故に冠位制度の表面は、恰も儒教に準據せられた如くであるが、徳を以て最上位に置き給ひし所以によつて察するに自ら其消息を解することが出来る。即ち五常は儒教に建つる人倫の徳目である。儒教によつてのみ改造を企圖せられしならば、態々五常を顛錯する要もなく、直に仁義禮智信の順序を次第し給ふべきに、態

とこれを誤錯して禮仁義信智とし給ひ(此理由は後節に明す)、且つ其の上に徳の一階を置き、之を最上とし給ふた。而してこれには大に所以のある事と察する。『太子傳曆』には之を儒教の徳の如く記せるも、こは恐らく儒教の其れではなく、佛教所説の徳と見るのを至當とするのである。

佛教所説の徳には法身般若解脱の三徳と智斷恩の三徳とある、二者の所談或は稍異なるも、畢竟佛果妙覺の功德たるは一であつて、佛陀が無縁大悲の慈恩を以て、在迷の衆生を救済して、涅槃の妙境に安住せしむる功德に名づけたものであるが、太子が常に佛教を好み之を崇信し、之を探つて道徳を興隆せんと念せられし點より察する時は、此三徳を以て理想の極致となし、以て社會改造の斧鉞を下ださんとせられたことは、強ち考へられぬことではなひ、寧ろ予は此の事ありしを信ぜんとするるのである。

太子が十二の階位を定めんとし給ふた時、深く此教理を考究して、以て二利圓具

の徳を最上位となし、而して儒教所立の五常を次第順序せしめようと云ふ如き、明確な御考へが御胸中に往來したか如何かと云ふ如きは、今日より之を想像すべき限りでは無ひが、常に佛儒の二教に通じ給ひ、殊に佛教を好みて之を崇信し、之を追徳の根底とをし、之れにより弊政を改造せんとし給ふたけれども、佛教には儒教の如き諸種の徳目が無いから、自ら之をも採用し給ふたものである。即ち佛教は自ら太子の御心に影響し、それが又自然に官位の上に現はれたものである、之れ吾人が族制改造を以て佛教の影響とする所以である。

2 弊政革新と十七憲法

冠位十二階の制定の彼間もなくして、十二年夏四月太子又親ら憲法十七條を作つて發布し給ふた。十七憲法の事は先きに詳論したからここに之を論ずるのは重複の恐れがあるけれども、尤も大切な事であるから尙一言附説しよう。語に十七憲法は其文頗る簡潔古雅にして恰も『尙書』を讀むの趣きがあるが、恐らくこは太子の稿

案を歸化人か其の子孫かゞ添削したものと思はれる、此の如く十七憲法は其文章が餘りに古雅に過ぎ、表面上一見した所では全く抽象的の道德律の如くなるが爲め、後世の學者にはこれを以て法律とすることは出来ぬと云ふものがある。其の説く所によるに法律は只單に惡を禁止するばかりでなく、其命令禁止に違反する時は相當の懲罰を加ふる制裁力を有するものであるが、十七憲法には全く其の事が規定してない、且つ其の幾表の形式に見るも之を憲法或は法律として發布すると云ふ勅語がない、故にこれは國家の法律とすべきものでないと云ふのである。けれども、これを一方より考ふるに、當時は未だ今日の如く道德と法律との區別が明らかでなく、兩者が混合せられた時代であつて、道德を以て人を導き世を治むると云ふ時代であつたから、爲政の責任者が上より發布した道德的訓戒は直に法律と同一視せられたものである、特に此の憲法の如き攝政たる太子が、之を以て政治の根本を確定して爲政の方針を明かにし給ふたものと見るべきものであるから、疑ひもなく法律とす

べきものである。十七憲法發布の形式を喋々する如きは、時世を解せぬ俗論者のことである。故にこれを熟讀して深く其眞意を玩味する時は單に一片の抽象的道德的訓戒たるのみでなく、當時の社會に對し最も痛切に必要な一種の法律たることゝがわかる。吾人は此憲法により當時の社會狀態が、如何なる事を要求して居たかを窺ひ得るのである。

即ちその第一條に「我を以て貴しとなす、并ふことなきを宗とせよ、人皆黨あり、亦達する者少し云々」とあるが、これは當時の族制政治の弊害であつた所の黨派的諍鬪を戒め給ふた言葉である、又第三條に「詔を承けては必ず謹め、君は則ち天なり、民は則ち地なり」とあり又第七條の「官の爲めに人を求め、人の爲めに官を求めず」と云ひ、又第十二條に「國二君あらず、民兩主なし、率土兆民、王を以て主となす、所任の官司は、皆是れ王臣なり」とある如き、共にこれ當時土地人民私有の制度であつた氏族制度の社會組織を改造して、國家結合の基礎を固くせんとし給

ふた言葉である、此の如き語は現今にては格別何でもなひ事であるが、族制政事の盛にして、大族權勢を擁して天下に横行し、人民亦自己の氏上以外首長なきが如く思惟せる氏族的社會の時代に在つては、實に破天荒のこと、曰はねばならぬ。后孝徳天皇大化新政の初に於て、斷然諸氏が土地人民の私有を嚴禁し給ふたのは、實に此の御考へに胚胎して居るのである。蓋し當時の我が社會は既に族制組織の極弊に達し、このまゝ其勢を伸展せしむる時は、國家は將に滅亡の運に向はんとする、實に累卵の危機に臨んで居たので、正しく族制の餘弊を革新して國家結合の基礎を鞏固にせんことを欲求して居たのである。太子の慧眼早く茲に着眼し給ひ、さてこそ憲法制定の果斷を敢てし給ひ破天荒の大英斷を以て君臣の分を明かにし大義を唱へ名分を正さんとし給ふたのである。

此の如く十七憲法は氏族制度の極弊を革新し、國家結合の基礎を強固にせんとする使命を帯んで制定せられたものであるが、然らば其の内容は如何と云ふに儒佛の二

教殊に佛敎に其根柢が置かれてある、即ち第一條に「君言臣承上和和睦」の語があるが、こは上下の和睦、臣下の服従を教へ給ひしもので、弊政革新の第一要義とせられたものである、然れば此の上和下睦と云ふことは何によつて達せられるかと云ふに倫理道德の教へより外にない、而して其の倫理道德は何であるかと云ふに佛敎即ちこれである。第二條に「篤敬三寶」とあるもの此消息を傳ふるものである、即ち君民一致して國家の團結を固くせんには上下の和睦を要とするのであるが、此の上下の和睦は佛敎和合の徳によりて至らんとせられたのであるから、其の依て立つ根柢は佛敎にありと曰はねばならぬ、かくして前二個條は十七憲法の總則で、後十五個條は其總則の説明と見るべきものである、而も其の説明は主として儒敎によられてある處から察すると、端なく先きの十二階位に於ける五常の説明に相當するのである、恐らくこは偶然のことではなく、必ず故ある事と信ぜられるのである。

前記の如く十七憲法の精神は佛敎を以て道德涵養の根本とせられしにも係はらず、